

延岡市情報政策推進計画

【基本計画】

～のべおか DX 戦略～

令和3年 12月

延 岡 市

目 次

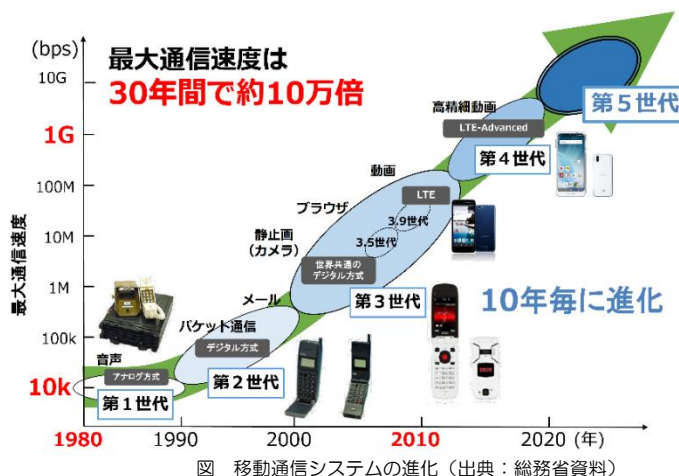
第1章 情報政策推進計画の策定にあたって	1
1.計画策定の背景と趣旨	1
2.計画の位置づけ	2
3.計画期間	2
4.計画推進体制	3
第2章 本市を取り巻く情報化の動向	4
1.国における情報化の動向	4
2.宮崎県における情報化の動向	12
3.本市の現状と課題	13
4.本市のこれまでのデジタル化の取組状況	17
第3章 本市のDX推進の施策展開	19
1.本市が取組むDX	19
2.DX推進の目的と目指すべきビジョン	19
3.各プロジェクトと横断的方針	22
4.基本施策の概要	34
第4章 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	40
【資料】	41
1.計画の策定体制について	41
2.延岡市情報政策推進懇話会規則	42

第1章 情報政策推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、ICT^{※1}をめぐる技術進歩は目覚ましく、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末が急速に普及してからは、SNS 等の発達によりコミュニケーションのあり方を変化させてきました。

また、モバイル端末やセンサー類の小型軽量化・低廉化とデータ流通量の飛躍的な増大を背景に、多種多様なデータを活用した IoT^{※2}や AI^{※3}、ビッグデータ^{※4}などの新たな技術・サービスが次々と登場しており、様々な分野において効率化や最適化が進み、生産性向上や省エネルギー化、さらには新たな価値の創出などに繋がっています。そして、新たな情報通信ネットワークの基盤として、高速・大容量・超低遅延・多数同時接続が可能な「第5世代移動通信システム(5G)」が出現し、これらの流れは今後ますます加速するものと考えられます。



一方で、近年、想定を超える地震や台風などの自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生活における様々な場面でデジタル化の促進が必要であると認識されはじめました。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のなかで、国や地方公共団体においては、デジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率などの課題が顕在化するとともに、仕事や生活スタイルが「リモート」形式へと急速に変化しており、デジタル化が進むことによって行政サービスや商取引などの経済活動も時間や場所に制約されず、一人ひとりの働き方や生き方に応じて、経済・社会活動を展開できる可能性が飛躍的に拡大していくことが明らかになり、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション^{※5}（以下「DX」という。）が求められています。

この様な中、本市ではこれまで、市税等のオンライン納付や各種証明書のコンビニ交付、観光・防災拠点等における公衆無線 LAN^{※6}の整備、庁内システムのクラウド^{※7}化のほか、大学や研究機関等と連携した ICT 技術を活用した取り組みなど様々な情報化施策を実施してきました。

今後、国や県のデジタル化に関する方針等を勘案しながら、更なる官民連携の推進等による地域課題の解決や DX の推進により、地域住民に寄り添った行政サービスの提供と、効率的・効果的な行政運営を図るため、「延岡市情報政策推進計画～のべおか DX 戦略～」(以下「本計画」という。)を策定し、本市のデジタル化を計画的に推進します。

※1 「Information and Communication Technology」(情報通信技術)の略。

※2 「Internet of Things」の略。あらゆるモノがインターネットに繋がり、新たな付加価値を生み出すというコンセプト。

※3 「Artificial Intelligence」(人工知能)の略。

※4 ボリュームが膨大でかつ構造が複雑なデータ群。データ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性がある。

※5 DX とは、スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念。ICT の浸透が人々の生活のあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。

※6 「Local Area Network」の略。比較的狭い範囲内で構築するネットワークのこと。

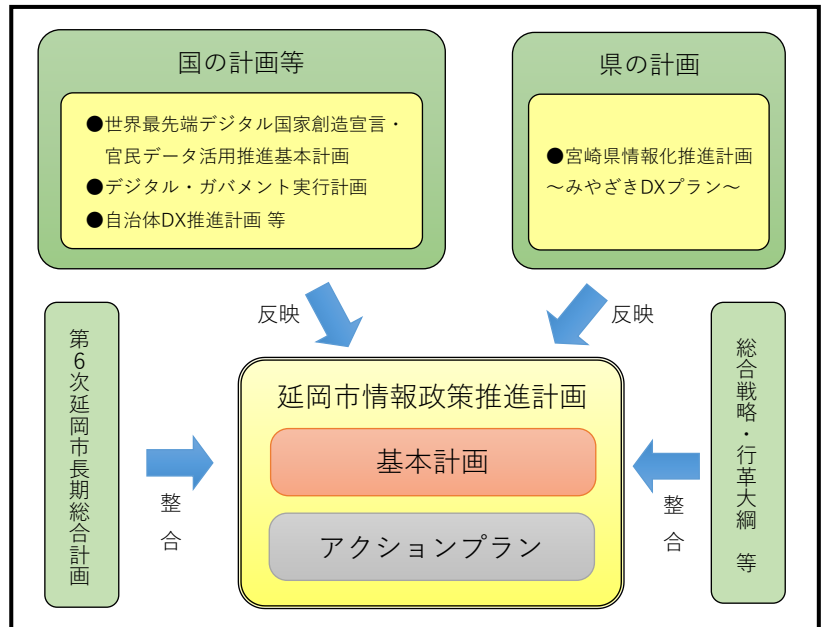
※7 インターネットなどのネットワークを経由して、ユーザーにサービスを提供する形態のこと。

2. 計画の位置付け

本市では、令和3年3月に策定された「第6次延岡市長期総合計画（後期基本計画）」（以下「長期計画」という。）において、「市民がまんなか～市民力・地域力・都市力が躍動するまちのべおか」を目指すべき都市像として市政を進めることとしており、本計画は長期計画を上位計画とし、第2期延岡新時代創生総合戦略や第8次行財政改革大綱と連動して、本市が目指す都市像の実現に向け、ICT を利活用し、DX を推進するためのプロジェクト及び基本施策を定めるとともに、具体的な個別施策をアクションプランとして定めます。

また、本計画は、「官民データ活用推進基本法」（以下

「基本法」という。）第9条第3項に基づき、市町村の努力義務として策定する「官民データ活用推進計画」も兼ねており、国や県の施策等を反映し、整合性を図ることとします。



3. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年とします。

なお、アクションプランについては、事業優先度や進捗状況、効果などについて毎年検証を行い、社会情勢や地域ニーズの変化などを考慮しながら、事業の追加や廃止等について適宜協議を行います。

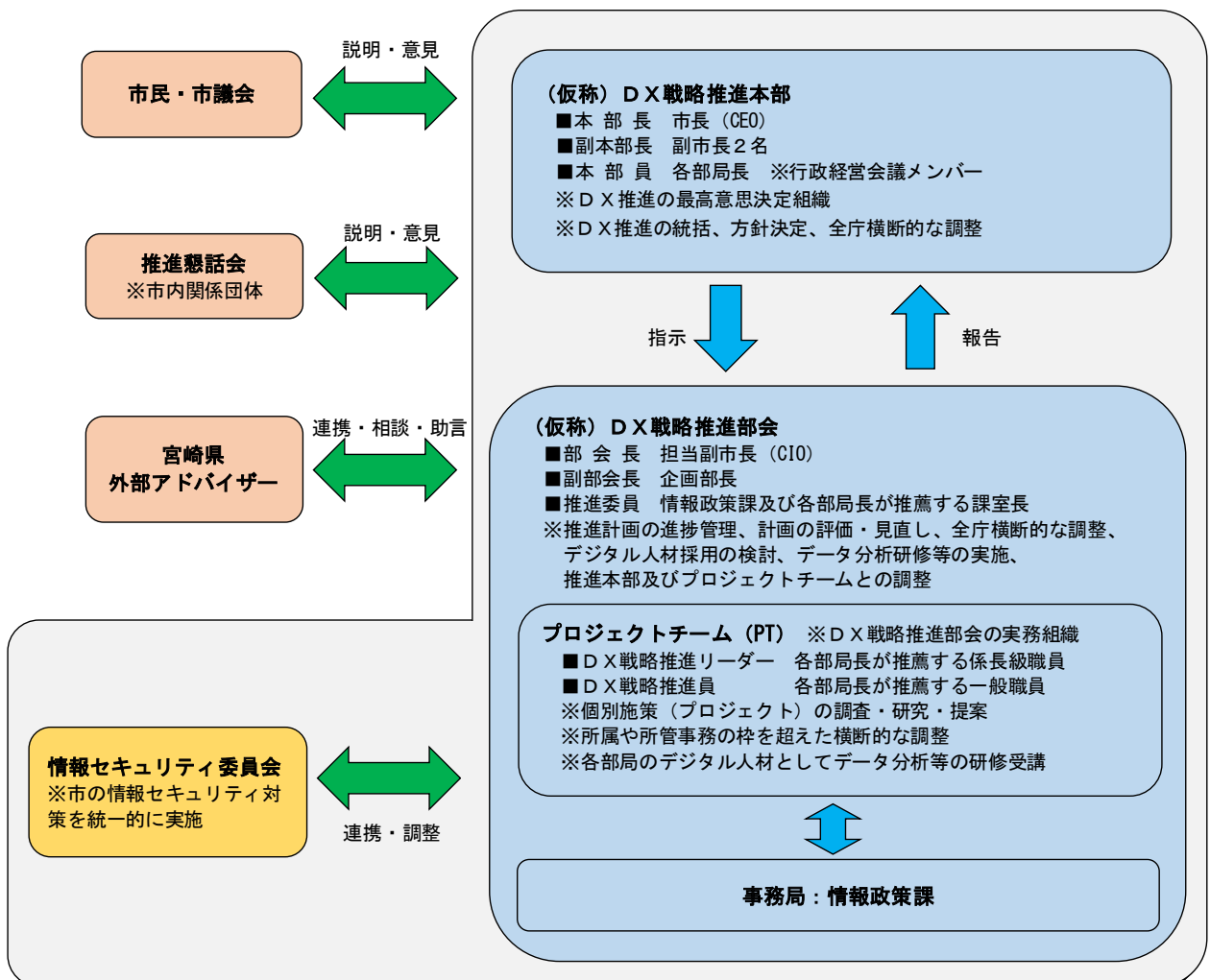
関連計画及び計画期間	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第6次延岡市長期総合計画 （後期基本計画）	→				
延岡市情報政策推進計画 基本計画	→				
延岡市情報政策推進計画 アクションプラン	→	→	→	→	→

4. 計画推進体制

本計画を総合的かつ着実に推進していくためには、全職員の共通理解の形成や実践意識の醸成を図ることが重要であり、DXの司令塔としての役割を果たす推進組織を設置したうえで、全庁的・横断的な推進体制を構築する必要があります。

具体的には、市長（CEO^{※8}）を本部長とし、各部局長で構成され、本市のDX推進の最高意思決定組織となる「（仮称）延岡市DX戦略推進本部」（以下、「本部」という。）を設置し、首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントが発揮できるよう図るとともに、その直属にDXの司令塔としての役割を担う「（仮称）DX戦略推進部会」（以下、「部会」という。）を設置し、所管業務の枠を超えて横断的に取り組む「プロジェクトチーム（PT）」が個別施策の推進を図りながら、担当副市长（CIO^{※9}）が中心となって、全体プロジェクトの進捗管理や計画の評価・見直し等を行います。また、部会は本部やPTとの調整のほか、本市の情報セキュリティ対策を統一的に実施している情報セキュリティ委員会と連携し、情報セキュリティの確保を図りながら、DXを推進することとし、部会の事務局は情報政策課が担うこととします。

計画推進体制



※8 「Chief Executive Officer」の略。最高経営責任者。

※9 「Chief Information Officer」の略。最高情報責任者。

第2章 本市を取り巻く情報化の動向

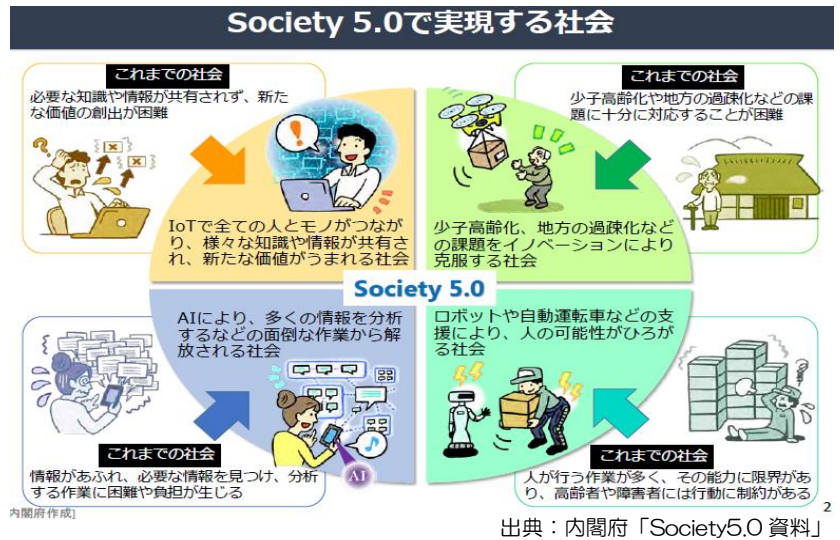
1. 国における情報化の動向

(1) 「Society5.0」の提唱

国においては、平成28年1月に第5期科学技術基本計画が閣議決定され、ICTを活用した目指すべき未来社会の姿として、経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0^{※10}」が示されました。

行政サービスのデジタル化は、Society5.0の実現に向けた基盤と位置付けられており、IoTやAIなどの活用、データの整備などを通じて、行政事務の効率

化を図るとともに、行政が保有するデータをオープンデータ^{※11}化し、民間が保有するデータと組み合わせることで、より効率的で質の高い行政サービスの提供が可能となります。



(2) 「官民データ活用推進基本法」の施行

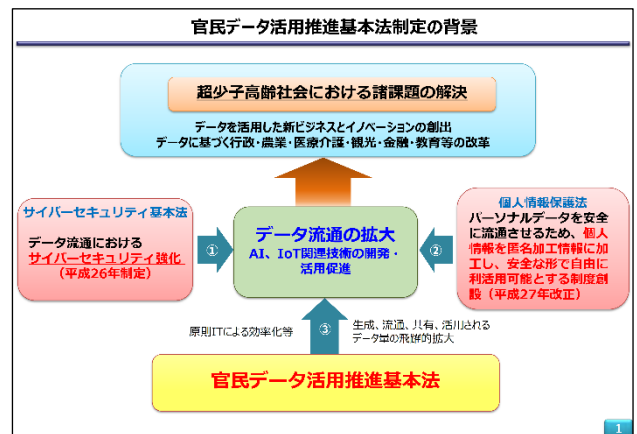
官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、これにより国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として、平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行されました。

基本法では、国における官民データ活用推進基本計画の策定や、都道府県における官民データ活用推進計画の策定が義務付けられており

（市町村による「官民データ活用推進計画」の策定は努力義務）、これを受けて、平成30年6月には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を閣議決定しています。基本計画で

は、データを新たな資源として活用し、全ての国民が安全・安心にデジタル化の恩恵を享受できるように、Society5.0時代にふさわしいデジタル化の条件を定めています。

なお、「市町村官民データ活用推進計画」においては、次に掲げる5つの個別施策を盛り込むことが求められています。



※10 日本が提唱する未来社会のコンセプト。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会。

※11 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できる形で公開されたデータのこと。

- ・ 行政手続等のオンライン化原則
- ・ オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進
- ・ マイナンバーカードの普及・活用
- ・ デジタルデバイド*12 対策
- ・ 情報システム改革・業務の見直し（BPR）

(3) 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の策定

令和2年12月25日には、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべき社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が掲げられたほか、デジタル社会形成の基本原則が示され、IT基本法の見直しやデジタル庁設置についての考え方の方針がまとめられています。

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要	
<p>令和2年12月25日閣議決定</p> <p>▶ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～</p> <p>▶ デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靭、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包括・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）</p>	
<p>IT基本法の見直しの考え方</p> <p>IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠 新型コロナウイルスに対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化 <p>⇒ IT基本法の全面的見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置</p> <p>どのような社会を実現するか</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し <p>デジタル社会の形成に向けた取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備 行政や公共分野におけるサービスの質の向上 人材の育成、教育・学習の振興 安心して参加できるデジタル社会の形成 <p>役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進 <p>国際的な協調と貢献、重点計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献 デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表 	<p>デジタル庁（仮称）設置の考え方</p> <p>基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織 基本方針策定などの企画立案、同等の情報システムの統括・監視、重要なシステムは自ら整備 <p>デジタル庁（仮称）の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の情報システム：基本的な方針を策定、予算を一括計上することで、統括・監視。重要なシステムは自ら整備・運用 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整 マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監視 データ利活用：ID制度等の企画立案、ペーパ・レス化の推進 サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査 デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請 <p>デジタル庁（仮称）の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により定員時は500人程度 CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 資料

(4) 「デジタル・ガバメント実行計画」の策定

上記の方針を受け、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するために、マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤の在り方を含め、抜本的な改善を図るとして「デジタル・ガバメント*13 実行計画」が閣議決定されました。このなかでは、利用者中心の行政サービス改革を徹底し、利用者から見て一連のサービス全体が、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスを実現するとしており、プロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウが「サービス設計12箇条」として示されています。

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要	
<p>令和2年12月25日閣議決定</p> <p>▶ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを道選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～</p> <p>▶ デジタル庁設置を見据え「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速</p>	
<p>サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者のニーズから出発する。エンドユーザーで考える等のサービス設計12箇条に基づき、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現 業務改革（BPR）を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析 <p>国・地方デジタル化指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 「マイナンバー制度及び国・地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進 地方の情報システムの共通基盤となる「（仮称）Gov-Cloud」の仕組みの整備 ワンストップ実現のための社会保険・税・災害の3分野以外における情報連携やプロセス通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し 国・地方のネットワーク構築の抜本的見直し（高速・安価・大容量に） 自治体の業務システムの標準化・共通化・I（仮称）Gov-Cloud活用 強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換 公金受取口座を登録する仕組み、預貯金口座を円滑に準備する仕組みの創設 マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書取得等の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者の二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国際資格等） マイナンバーのUX・UI改善（全自治体接続等）、情報ハブ機能の強化 個人情報保護法の見直し（法律等）の一元化、民間事業者等の負担軽減） 戸籍における読み取りの自動化（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化） <p>デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備 クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進 情報セキュリティ対策の徹底、個人情報の保護、業務継続性の確保 新たなデータ戦略に基づき、ペーパ・レス化（法人、土地等に関する基本データの整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の進化等を推進 	<p>一元的なプロジェクト管理の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化 政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討） 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度末） 外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組みを早期に導入 <p>行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 書面・押印・対面の見直しに伴い、行政手続のオンライン化を推進 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、各手続における書面書類の省略を実現 子育て、介護、引越、死亡・相続、企業が行う従業員への社会保険・税及び法人設立に関する手続においてワンストップサービスを推進 法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上 <p>デジタルデバイド対策・広報等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員らの仕組みを本格的に実施 SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施 <p>地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速（国が対象範囲を含め支援） マイナンバーの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進 「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援 クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進 「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

出典：デジタル・ガバメント実行計画の概要

*12 ICT を利用して恩恵を受ける者と、利用できず恩恵を受けられない者との間に生ずる、知識・機会・貧富などの格差。

*13 デジタル技術を活用しながら、官民の枠を超えて行政サービスを見直し、国等が抱える社会問題の解決や経済成長を実現するための改革。

＜サービス設計 12 箇条＞

- 第1条 利用者のニーズから出発する
- 第2条 事実を詳細に把握する
- 第3条 エンドツーエンド^{※14}で考える
- 第4条 全ての関係者に気を配る
- 第5条 サービスはシンプルにする
- 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第7条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第8条 自分で作りすぎない
- 第9条 オープンにサービスを作る
- 第10条 何度も繰り返す
- 第11条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第12条 情報システムではなくサービスを作る

また、目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿を「国民の満足度を最大化するデジタル政府・デジタル社会」と設定しており、個別目標として以下の11点が導出されています。

- ① あらゆる行政手続きがスマートフォンから簡単にできる（デジタル・ファースト）
- ② 行政機関等から同じ情報を聞かれない（ワンスオンリー）
- ③ 緊急時の事務を速やかに処理できる
- ④ あらゆる行政サービスを迅速・確実に受けられる
- ⑤ 行政事務が抜本的に効率化され、正確性・サービスの質も向上する（業務改革（BPR））
- ⑥ 公正な負担と給付が実現されている社会が創出される
- ⑦ システムコストを大幅に削減する
- ⑧ セキュリティが大きく向上する
- ⑨ 安全でユーザーフレンドリー^{※15}なデジタル行政・取引が展開される
- ⑩ 政府のデータ活用等により官民の魅力あるサービスが創出される
- ⑪ 政府のAPI^{※16}活用等により民間企業の生産性が向上する

(5) 「自治体 DX 推進計画」の策定

デジタル・ガバメントの実現においては、単に新たな技術を導入するだけではなく、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線で業務の効率化等を図るとともに、行政サービスに係る住民の利便性の向上につなげていくことが求められており、市町村の役割は極めて重要であるとされました。これにより、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「自治体 DX 推進計画」（以下、「DX 推進計画」と言う。）においては、次の重点取組事項が掲げられています。

- ① 自治体の情報システムの標準化・共通化

目標時期を2025年度とし、「(仮称)Gov-Cloud^{※17}」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する。

※14 「両端で」や「端から端まで」を意味する英語表現。「end to end」。

※15 IT機器の操作やソフトの使用方法が分かりやすいこと。

※16 「Application Programming Interface」の略。ソフトウェアやアプリケーションなどの一部を外部に向けて公開することにより、第三者が開発したソフトウェアと機能を共有できるようにするもの。

※17 ガバメントクラウドとは、国が構築を目指している共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。単純作業を大量に行う業務を自動化することで、業務の効率化や低コスト化に繋がると期待されている。

② マイナンバーカードの普及促進

2022 年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制の充実を図る。

③ 自治体の行政手続きのオンライン化

2022 年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される 31 の手続^{*18} について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にするよう取り組む。

④ 自治体の AI・RPA の利用促進

①、③による業務見直し等を契機として、AI・RPA^{*19} 導入ガイドブックを参考に、AI や RPA の導入・活用を推進する。

⑤ テレワークの推進

テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進する。①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大する。

⑥ セキュリティ対策の徹底

改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策の徹底を図る。

また、重点取組事項とあわせて取り組むべき事項が下記のとおり掲げられています。

① 地域社会のデジタル化

デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。

② デジタルデバインド対策

「デジタル活用支援員^{*20}」の周知・連携、NPO や地域おこし協力隊等地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援に取り組む。

更に、自治体における DX 推進の意義として以下の 2 点が掲げられています。

- ① 自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと
- ② データの様式の統一化等を図り

つつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM^{*21} 等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されること

自治体DX推進計画の意義・目的	
自治体におけるDX推進の意義	<small>※取組(デジタル・トランスフォーメーション)：ICTの活用が人々の生活をあらゆる側面より良い方向に変化させること</small> ○ 政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。 このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要である。 ○ 自治体においては、まずは、 ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、 ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められる。 ○ さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待される。 <small>※参照：Evidence Based Policy Makingの概、統計や調査データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと</small>
自治体DX推進計画策定の目的	○ 政府において決定された「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。 ○ このため、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていく。 <small>出典：自治体DX推進計画概要 1</small>

^{*18} 子育て（15 手続）、介護（11 手続）、被災者支援（罹災証明書）、自動車保有（4 手続）の計 31 手続。

^{*19} 「Robotic Process Automation」の略。パソコン上の手作業で行っている定型処理を自動化するための仕組みのこと。

^{*20} 総務省の制度で、住民に身近な場所で高齢者などから ICT 機器やサービスの利用方法の相談を受けたり、学習支援を行う人のこと。

^{*21} 「Evidence Based Policy Making」（証拠に基づく政策立案）の略。政策目的を明確化させ、政策の基本的な枠組みを証拠に基づいて明確にするための取り組みを指す。

(6) 「デジタル社会形成基本法」の成立

令和3年9月1日に施行された同法では、デジタル社会を先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて、電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義し、その形成に関する基本理念として、「全ての国民が情報通信技術の恩恵を享受できる社会の実現」や「ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現」、「活力ある地域社会の実現等」、「国民が安心して暮らせる社会の実現」、「利用の機会等の格差の是正」等が掲げられるとともに、自治体は、基本理念に則り、国との適切な役割分担を踏まえて、その自治体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有することとされています。

デジタル社会形成基本法の概要

趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

概要

- 1. デジタル社会の定義**
「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、**先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。**
- 2. 基本理念**
デジタル社会の形成に関し、**ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等**の基本理念を規定する。
- 3. 国、地方公共団体及び事業者の責務**
デジタル社会の形成に関し、**国、地方公共団体及び事業者の責務等**を規定する。
- 4. 施策の策定に係る基本方針**
デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、**多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性及び国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ハース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等**のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。
- 5. デジタル庁の設置等**
別に法律で定めるところにより**内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。**
- 6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等**
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。
- 7. 施行期日**
令和3年9月1日

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210209_0
出典：内閣官庁情報通信技術(IT)総合戦略室 資料

(7) 「自治体 DX 全体手順書」の概要

国は、自治体が DX 推進計画を踏まえ、足並みを揃えて着実に DX に取り組めるよう、「自治体 DX 推進手順書」を作成しました。手順書は、「自治体 DX 全体手順書」（以下、「全体手順書」と言う。）と「情報システムの標準化・共通化」及び「行政手続きのオンライン化」の個別手順書、そして参考事例集から構成されています。

全体手順書においては、自治体が DX を推進する際に想定される一連の手順（DX の認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DX の取組みの実行）が示されています。

自治体DX全体手順書【第1.0版】概要

1. 本手順書の趣旨

- ✓ 全体手順書は、DXを推進するに当たって、想定される一連の手順を示すもの
- ✓ 主に、DX推進計画の「自治体におけるDX推進体制の構築」に対応し、先行的な自治体の事例等をもとに、各自治体がその実情に応じてDXを推進する際の参考となるよう作成

2. DX 推進の手順

ステップ0 DXの認識共有・機運醸成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体は、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、自主的な施策を実施する責務を有する ✓ DXの実現に向け、首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントが重要 ✓ 首長等から一般職員まで、DXの基礎的な共通理解の形成、実践意識の醸成 ✓ 利用者中心の行政サービス改革を進めるとい、いわゆる「サービスデザイン思考」の共有
ステップ1 全体方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ DX推進のビジョンと工程表で構成される「全体方針」を決定・広く共有 ✓ 自治体DX推進の意義を参考にしつつ、地域の実情も踏まえて、自団体のDX推進のビジョンを描く ✓ デジタル化の進捗状況を確認し、自団体のDXの取組内容、取組み順序を大まかな工程表にする
ステップ2 推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全庁的・横断的な推進体制の構築。DXの司令塔として、DX推進担当部門を設置し、各業務担当部門をはじめ各部門と緊密に連携する体制を構築 ✓ 各部門の役割に見合ったデジタル人材が配置されるよう、人材育成・外部人材の活用を図る ✓ 一般職員も含めて、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定した体系的な育成方針を持ち、人事運用上の取組みや、OJT・OFF-JTによる研修を組み合わせる ✓ 十分な能力・スキルや経験を持つ職員の配置が困難な場合には、外部人材の活用も検討
ステップ3 DXの取組みの実行	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関連ガイドライン等を踏まえて、個別のDXの取組みを計画的に実行。「PDCA」サイクルによる進捗管理 ✓ 取組内容に応じて、「OODA*」のフレームワークを活用した柔軟で速やかな意思決定 <p style="font-size: x-small;">※「Observe（観察、情報収集）」、「Orient（状況、方向性判断）」、「Decide（意思決定）」、「Act（行動、実行）」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定プロセスを理論化したもの</p>

2

出典：自治体 DX 全体手順書 概要

① DX の認識共有・機運醸成（ステップ0）

自治体が、「デジタル社会形成基本法」の基本理念等に則り、組織をあげてDXを推進するにあたっては、首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメント、全職員のDXに対する基礎的な共通認識を共有すること、自団体に描くビジョンについて、職員一人一人がその実現に向かって、自ら実践しようとの意識を醸成することも重要であるとされています。

② 全体方針の決定（ステップ1）

DXの取組みを総合的かつ効果的に実施し、全庁的にDXを強力に推進していくためには、全体方針が決定されている必要があり、全体方針は、「DX推進のビジョン」及び「工程表」から構成され、広く自治体内で共有されるべきであるとされています。

DX推進のビジョンについて、国は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンを示しており、この実現のためには、「住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要」としたうえで、自治体におけるDX推進の意義を「住民の利便性の向上や業務効率化」と「EBPM等による行政の効率化・高度化や民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等の創出」の2点としており、自治体においては、こうした意義も参考にしつつ、地域の実情も踏まえて、自団体におけるDX推進のビジョンを描くことが求められるとしています。

また、DX推進の工程表に関して、自治体においては、自団体におけるデジタル化の進捗状況を確認した上で、DX推進計画で設定されている取組方針や目標時期が令和7年度末までとなっていることなどを踏まえて、自団体におけるDXの取組内容について大まかな工程表を決定する必要があるとしています。

③ 推進体制の整備（ステップ2）

DXの推進体制を整備するに当たっては、組織・人材の両面から検討する必要があり、組織については、DXの司令塔として推進担当部門を設置し、各業務担当部門と緊密に連携する全庁的・横断的な推進体制の構築が求められており、人材については、自治体の各部門の役割に見合ったデジタル人材が職員として適切に配置されるよう確保・育成が求められ、必要に応じて、外部人材の活用や民間事業者への業務委託なども検討する必要があるとされています。

④ DXの取組みの実行（ステップ3）

関連ガイドライン等を踏まえて、個別のDXの取組みを計画的に実行し、DXの取組みの実行に当たっては、PDCAサイクルによる進捗管理を行うことが望ましいとされています。

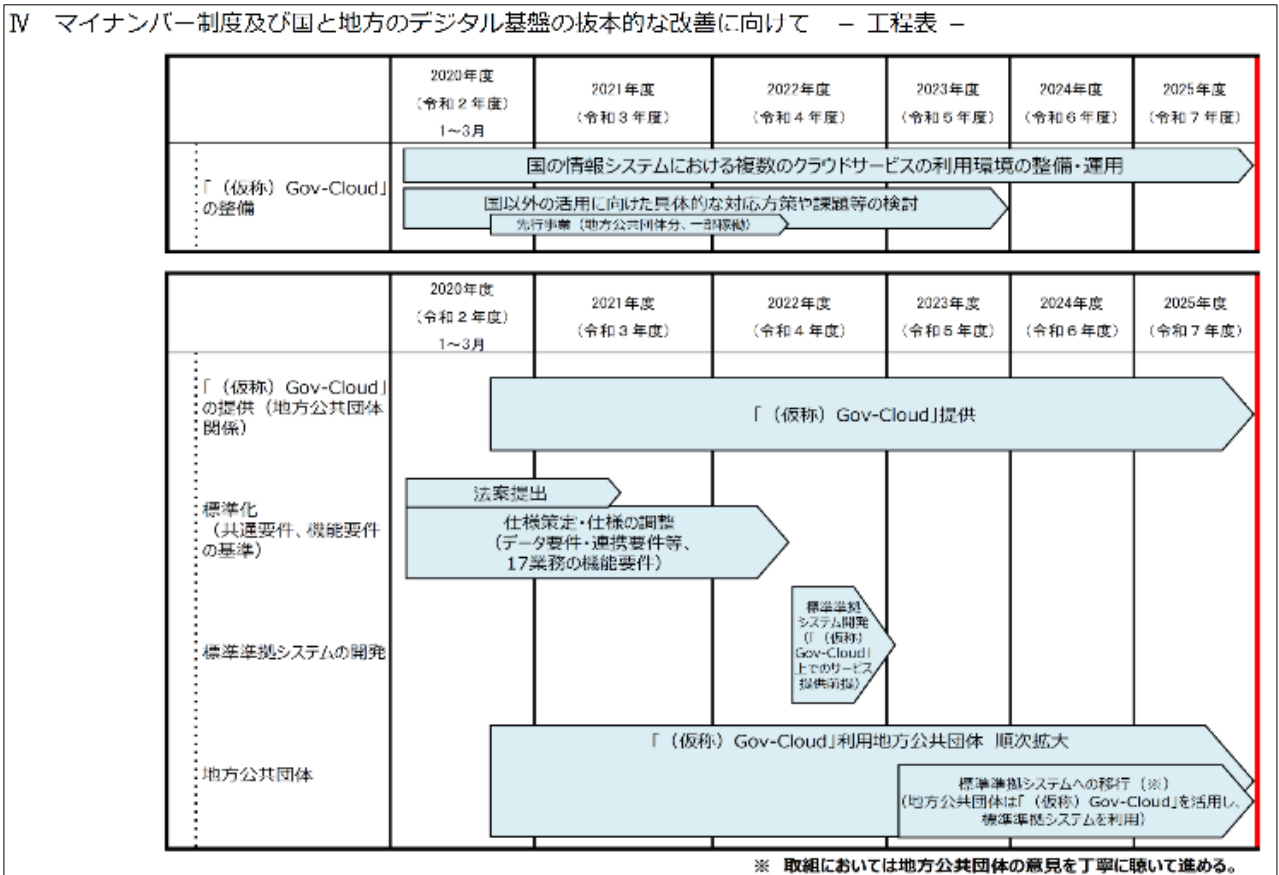
(8) 「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」の概要

本手順書は、標準準拠システムへの円滑な移行に向け、自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたものであり、各自治体は、本手順書を参考に、自らのシステムの現状等を十分に把握し、目標時期までの移行に向け計画的に取り組むことが求められています。

標準化・共通化の必要性やメリットとして、標準化・共通化の取組は、人的・財政的な負担の軽減を図るもので、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築す

るものとされています。

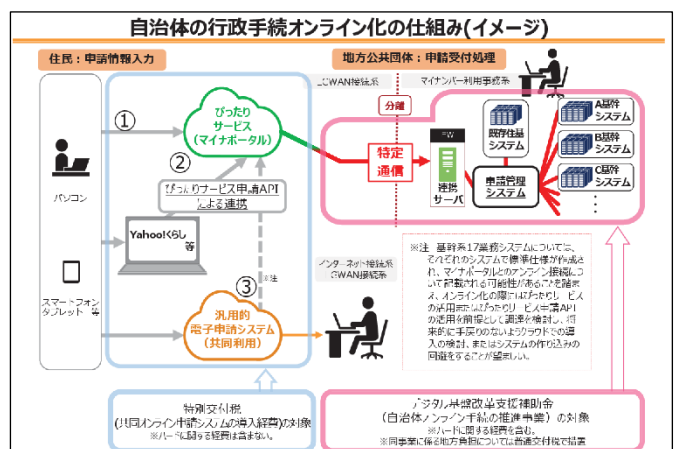
標準化・共通化の特徴は、標準化対象システムについて、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダ^{※22}が標準準拠システムを全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築し、当該システムを各自治体が利用することを旨とするもので、目標時期は令和7年度、標準化対象事務は現時点で17業務となっており、全庁的な体制整備、綿密な移行計画の作成が必要であるとされています。



出典：デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

(9) 「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」の概要

本手順書の趣旨は、デジタル化による利便性の向上を国民が享受できるよう、令和4年度末を目指して、原則、全自治体で、国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからのオンライン手続を可能にするとともに、これ以外の行政手続についても、積極的にオンライン化を進める必要があるとしています。

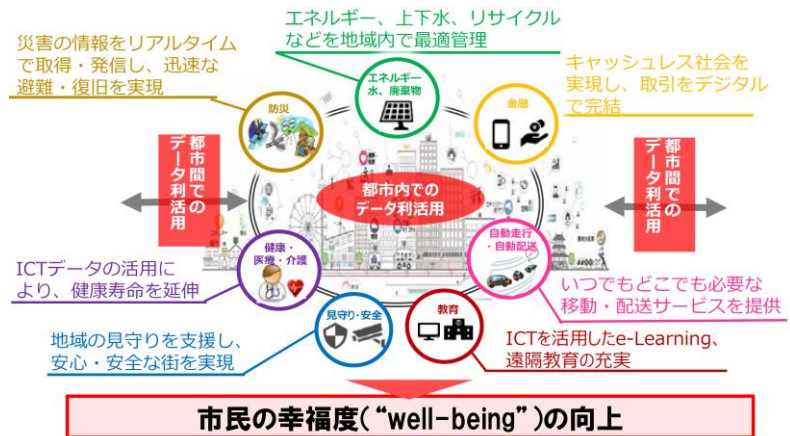


出典：総務省自治行政局地域情報化企画室事務連絡

※22 コンピューターやネットワーク機器等のハードウェアや、システムやアプリ等のソフトウェアを提供している企業のこと。

(10) 「スマートシティ」の概要

スマートシティは、ICT等の新技術や官民各種のデータを活用した市民一人一人に寄り添ったサービスの提供や、各種分野におけるマネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化等により、都市や地域が抱える諸課題の解決を行い、新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域であり、Society 5.0の先行的な実現の場と定義されています。政府では、「次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくり」を展開するため、スマートシティの全国での計画的な実装に向けた取組を推進しており、関係府省のスマートシティ関連事業^{※23}について、合同審査会を設置し、公募を行っているほか、全国のスマートシティの構築・運営を支援するための導入書として「スマートシティ・ガイドブック」を作成・公表し、官民が一体となってスマートシティの取組を加速させており、本市は令和3年8月にスマートシティに選定されました。



出典：スマートシティガイドブック

(11) 「スーパーシティ」の概要

スーパーシティ構想とは、住民が参画し、住民目線で、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指すものです。内閣府は、スーパーシティの具体像として、10の領域^{※24}の中から、少なくとも5つ以上の領域にまたがる生活全



出典：「スーパーシティ」構想について

般にまたがるサービスが提供されること、住民目線でより良い未来社会の実現がなされるように、住民コミュニティが中心となり継続的改善が実施されること、2030年頃に実現される未来社会での生活を加速実現すること、を満たす都市としています。

国においては、令和3年2月に「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、データ連携基盤の整備促進、データ連携基盤を活用した複数の先端的なサービスの同時実現などが盛り込まれました。

この改正法では、実現すべき複数の規制改革を含む事業内容全体を一体的に検討し、事業計画の同時・一体・包括的実現を目指すことや、「データ連携基盤整備事業」を新たに法律上位置付けることで、データ駆動型社会の先駆例となるような良質なデータ集積の加速、AIやビッグデータを活用した社会的課題の解決を図ることとしています。

※23 未来技術社会実装事業（内閣府）、データ連携促進型スマートシティ推進事業（総務省）、地域新 MaaS 創出推進事業（経済産業省）、日本版 MaaS 推進・支援事業（国土交通省）、国土交通省スマートシティモデルプロジェクト（国土交通省）

※24 ①移動、②物流、③支払、④行政、⑤医療・介護、⑥教育、⑦エネルギー・水、⑧環境・ゴミ、⑨防災、⑩防犯・安全

2. 宮崎県における情報化の動向

宮崎県は、これまで「みやざき推進指針」や「宮崎県官民データ活用推進計画」を策定し、行政の情報化や官民データの利活用などを進めてきましたが、多くの中山間地域を抱え、少子高齢化や人口減少が進行しており、地域や産業を支える人財の確保や、暮らしに必要なサービスの維持などが大きな課題となってきたため、令和3年度を

「みやざきデジタル化元年」と位置付け、令和3年度から令和6年度までの4か年を計画期間とする「宮崎県情報化推進計画～みやざきDXプラン～」を策定し、「県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる人間中心のデジタル社会の実現」を基本目標に、本県におけるデジタル化施策の方向性を示しました。この中で、「県民本位のデジタル・ガバメントの推進」、「安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興」、「デジタル社会を支える情報環境の整備・充実」を柱に様々な施策を推進することとしています。また、その推進体制としては、県庁内に「宮崎県デジタル化推進本部」が新設され、産学官等の主要団体で構成される「宮崎県デジタル社会推進協議会」や、県と市町村で組織される「宮崎県市町村IT推進連絡協議会」との連携を図っていくことになっています。



「デジタル社会を支える情報環境の整備・充実」を柱に様々な施策を推進することとしています。また、その推進体制としては、県庁内に「宮崎県デジタル化推進本部」が新設され、産学官等の主要団体で構成される「宮崎県デジタル社会推進協議会」や、県と市町村で組織される「宮崎県市町村IT推進連絡協議会」との連携を図っていくことになっています。

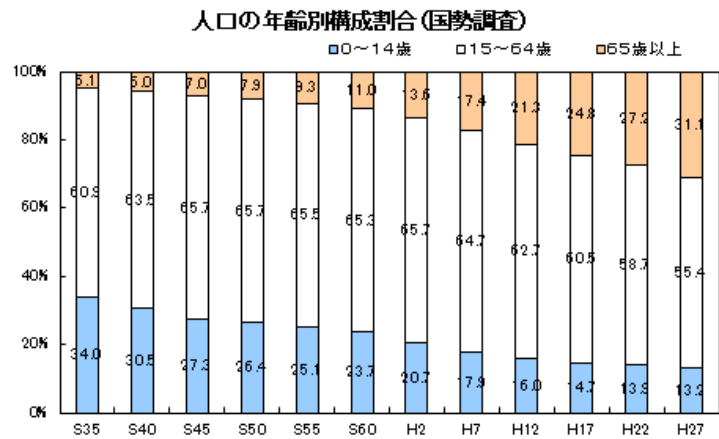
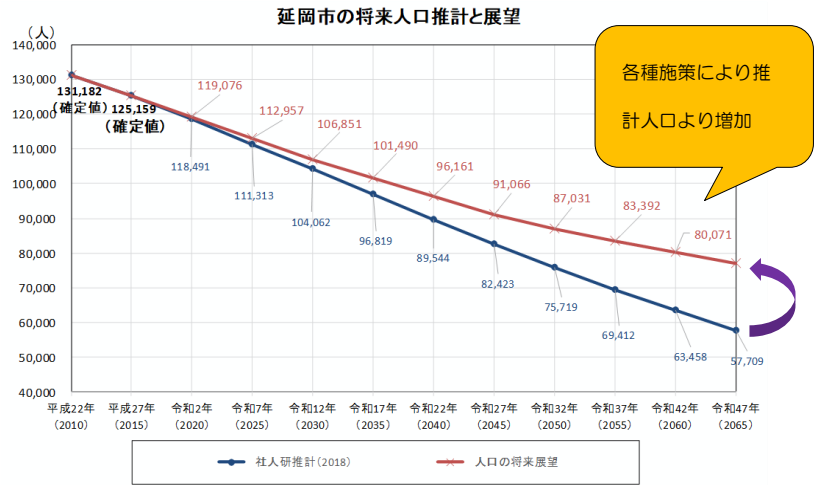
3. 本市の現状と課題

(1) 人口の減少と少子高齢化

本市の人口は昭和 55（1980）年の 154,881 人をピークに減少へ転じており、令和 3 年 3 月に策定した「第 2 期延岡市人口ビジョン」において、令和 42（2060）年には 63,458 人まで減少すると推計しています。

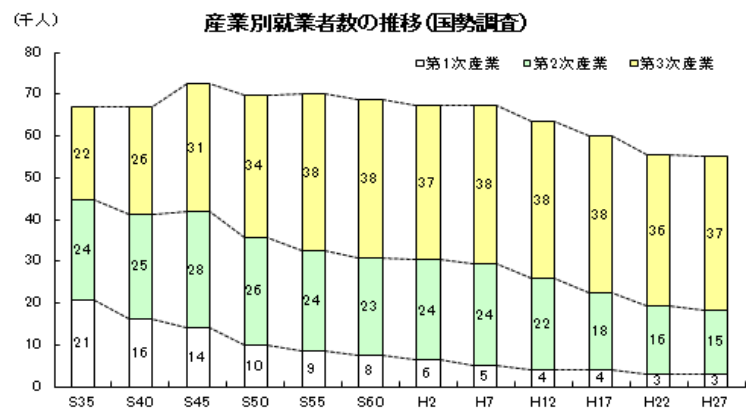
この原因としては、合計特殊出生率は高い水準にあるものの、進学や就職のタイミングで若者世代の転出が多く、特に女性でこの傾向が顕著であるため、出産適齢期の女性の減少により、将来的に少子高齢化に拍車がかかっていくことが推察されています。

今後、少子高齢化の進展に伴う人口減少により、近い将来、様々な社会的・経済的な課題が深刻化することが予想されることから、「第 2 期延岡新時代創生総合戦略」等に基づく人口維持のための各種施策を行うことにより、令和 42（2060）年の総人口約 80,000 人を目指すこととしています。



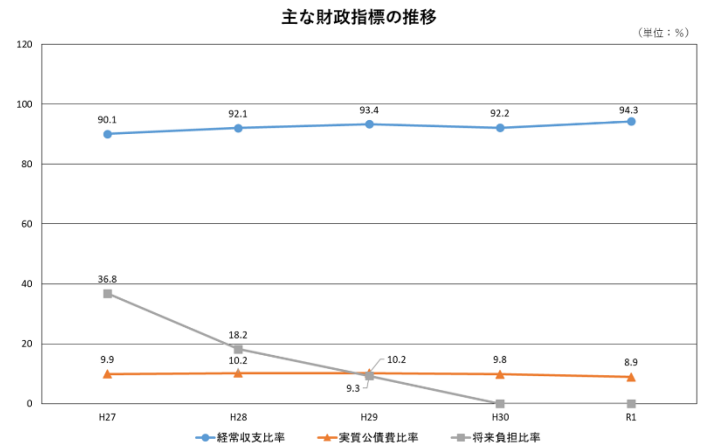
(2) 担い手の確保

人口減少や少子高齢化を主な要因として、第 1 次産業や第 2 次産業は就業者数が減少しており、担い手の確保が課題となっています。一方で、激甚化する災害や市民ニーズへの対応など、行政の業務も多様化・細分化してきており、効果的・効率的な業務の見直しや人材の確保が課題となっています。



(3) 財政状況

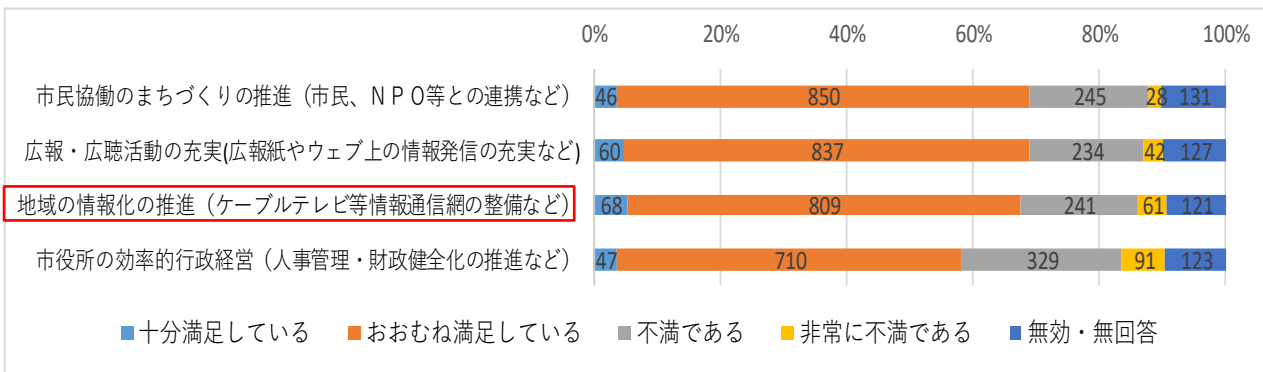
本市の財政状況を反映する主な財政指標において、経常収支比率※25は、扶助費などの義務的経費の増加により、高止まりの傾向にあり、また、健全化判断比率（実質公債費比率※26、将来負担比率※27）は健全な数値を堅持しています。今後、人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、経済規模の縮小や、税収の減少、医療・介護などの社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊など、健全な財政運営の確保が危ぶまれています。



(4) 市民まちづくりアンケート（令和2年3月実施）の結果

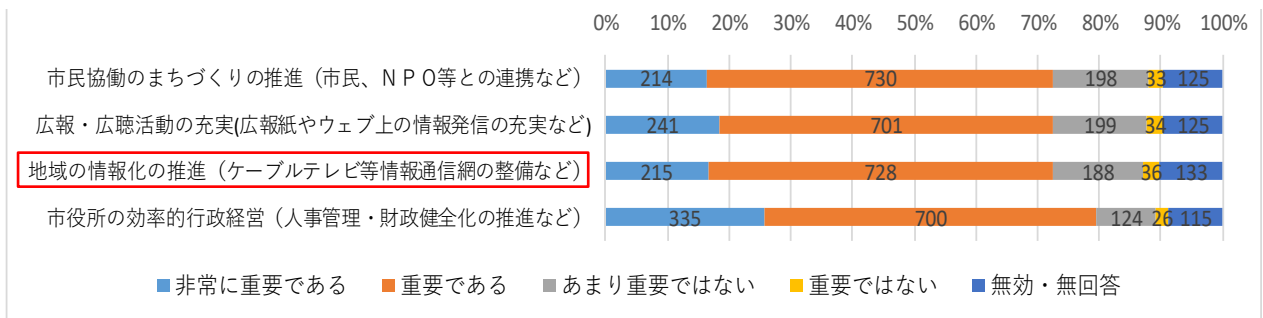
長期総合計画策定時に行った市民アンケートの結果は以下のとおり。

【質問①】延岡市の現状をどのように感じていますか。（満足度）



本市の「地域の情報化の推進（ケーブルテレビ等情報通信網の整備など）」に関する満足度は、「十分満足」や「おおむね満足」と答えた割合が67.5%であり、全体（56項目）の平均割合59.5%よりも高い結果となっています。

【質問②】延岡市の現状をどのように感じていますか。（重要度）



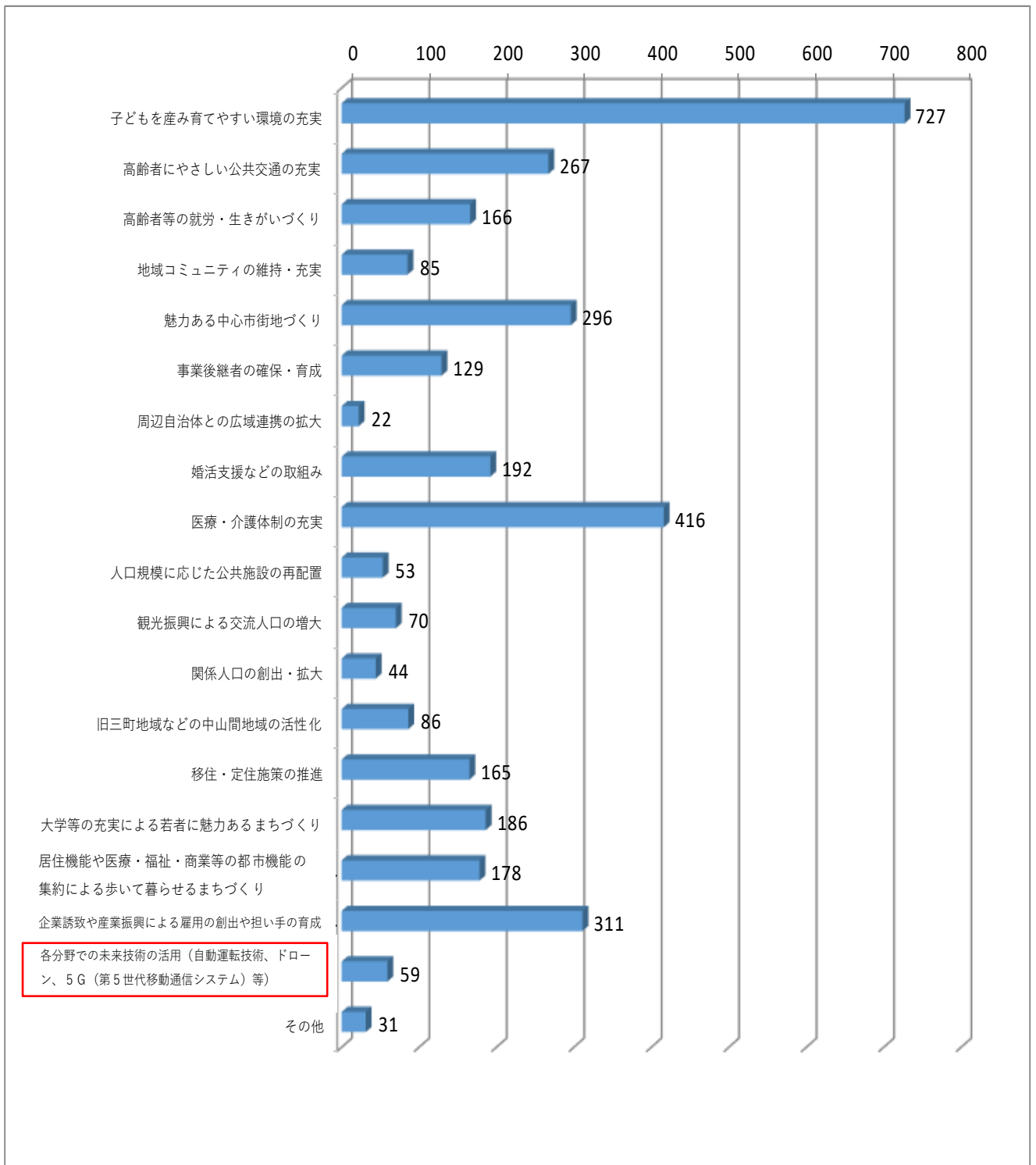
本市の「地域の情報化の推進（ケーブルテレビ等情報通信網の整備など）」に関する重要度は、「非常に重要」や「重要」と答えた割合が72.5%であり、全体（56項目）の平均割合80.3%よりも低い結果となりました。

※25 地方税や地方交付税などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数。財政状況の硬直度を示す指標。

※26 当該地方公共団体の一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。資金繰りの程度を示す指標。

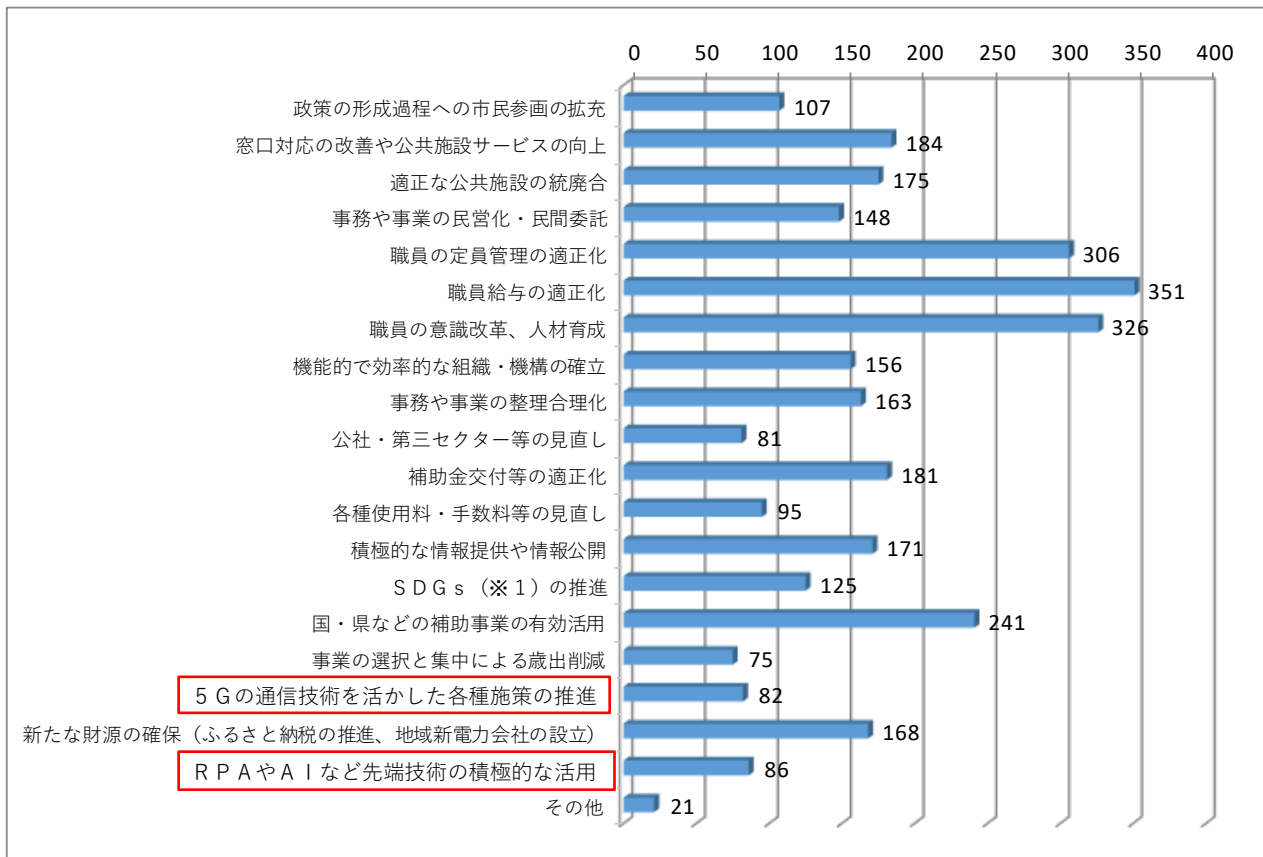
※27 当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

【質問③】人口減少・少子高齢化の対策として特に重要と思われるのは何ですか。3つまでお答えください。



「人口減少・少子高齢化の対策として特に重要と思われるのは何か」という質問に対しては、「子どもを産み育てやすい環境の充実」の回答が最も多く、次に「医療・介護体制の充実」や「企業誘致や産業振興による雇用の創出や担い手の育成」が多く、「各分野での未来技術の活用」の回答数は少ない結果となっています。

【質問④】あなたは、今後、延岡市が行財政改革を進めるにあたり、重点的に取り組むべきことは何であると考えますか。3つまでお答えください。



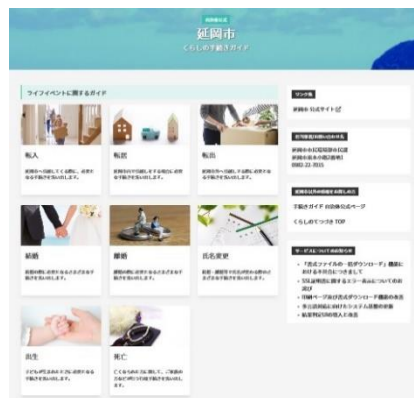
「今後、行財政改革を進めるにあたり、重点的に取り組むべきことは何か」という質問に対する回答は、「職員給与の適正化」や「職員の意識改革、人材育成」、「職員の定員管理の適正化」が多く、「5Gの通信技術を活かした各種施策の推進」や「RPAやAIなど先端技術の積極的な活用」の回答数は少ない結果となっています。

市民アンケートの結果において、現状に対する満足度は比較的高いものの、重要度や今後の取組における期待度は低い結果となっており、急速に進展するデジタル技術を活用することの有用性などについて、市民に対して丁寧に説明していく必要があります。一方で、市民が「重要」もしくは「見直しが必要」と考えている分野において、デジタル化を推進することで利便性が向上し、効率化が図られれば、住民の満足度は向上するものと考えられます。

4. 本市のこれまでのデジタル化の取組状況

(1) 市役所業務のデジタル化

本市ではこれまで、税のオンライン・キャッシュレス納付や各種証明書のコンビニ交付、マイナンバー制度への対応、なんでも総合相談センターにおけるリモート相談の対応、行政手続きの負担軽減を図る「くらしの手続きガイド」Web 支援システムの導入、「ICT 技術活用検討プロジェクトチーム」の設置、リモート会議やテレワーク環境の構築、RPA・AI-OCR の活用など様々な情報化施策を推進し、市民サービスの向上や業務の効率化を図ってきました。



「くらしの手続きガイド」Web 支援システム

(2) 教育のデジタル化

教育分野においては、児童・生徒一人一台のパソコン整備に合わせて、総務省の支援を受け令和元年度に策定した「地域 IoT 実装計画」に基づき、経済産業省の EdTech^{※28} 導入事業等を活用して、公立小中学校に AI 型タブレット教材や授業支援アプリ、プログラミング学習システムの活用について実証を進めており、一人ひとりの到達度に合った個別最適化学習や、グループでの「協働的な学び」を実施しています。

(3) 地域産業のデジタル化

経済面においては、令和元年に厚生労働省より全国 14 都市の 1 つとして本市が採択された「地域雇用活性化推進事業」により、IT 人材の養成等を行っているとともに、各種就職説明会をリモート方式も活用しながら行い、市内事業者と求職者のマッチングの場を創出しています。

また、イベント参加やボランティア活動等の市民の活動にポイントを付与し、そのポイントを市内の店舗での買い物等に利用できる「地域ポイント制度」のシステム構築や、県内では唯一となる電子版プレミアム商品券の発行を行っています。



プレミアム商品券 取扱店ステッカー

加えて、農業のスマート化に向けた取組みや、農山漁村版ハローワーク事業として、人材確保のためのマッチングシステム「NobeWorker」の運用も行っています。

さらに、地元事業者のデジタル化及び IT 推進の導入に向けた取組みを支援するとともに、リモートワークやテレビ会議の導入に関する相談等について、IT 等の専門家に講師派遣を依頼した際に掛かる費用を補助するなど、地域経済の活性化や市民のまちづくりへの参加を図る取組みも行っています。

一方で、コロナ禍におけるオンライン学習などの「新しい生活様式」に対応した「5G 等の高速・大容量無線通信」を実現するため、光ファイバ末整備地域における既存ケーブルテレビ施設の光化事業や公衆無線 LAN の環境整備等の情報インフラ基盤の整備にも取り組んでいます。

※28 Education（教育）と Technology（技術）を掛け合わせた造語。AI、IoT、VR 等のテクノロジーを活用した革新的な能力開発技法。

(4) 官民連携の取組

上記に加え、本市ではICTを活用した先進的なまちづくりを進めるため、国立の研究機関や大学、地元企業との官民連携にも力を入れており、様々な分野でDXの推進を図ることで、市民一人ひとりのニーズにあった行政サービスの提供を図ってきました。

また、これらの連携を素地として、地域全体のイノベーションを強力に推進し、地域再生を図るべく、各分野の専門家や大学・企業を含む107の事業者と連携しながら、令和3年4月に政府のスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する応募を行っています。

さらに、これに関連して、令和3年8月には本市が提案した国のスマートシティ関連事業について、「未来技術社会実装事業」、「スマートシティモデルプロジェクト(令和3年度重点事業化促進プロジェクト)」に選定されました。

これらの事業では、「市民一人ひとりが主役の時代をつくる延岡市のスマートシティ推進」のため、AI、ビッグデータ、自動運転、キャッシュレス、SIP^{*29}を活用することにより、子どもから大人まで一人ひとりの個性や能力を大切にしながら「製造業のまちならではの学び」の推進や、最適な公共交通網の構築・交通手段の検討など、市民の「自地域肯定感」を育むとともに、安心・安全でかつ利便性の高い社会づくりに取り組むこととしています。

提案タイトル	市民一人ひとりが主役の時代をつくる延岡市のスマートシティ推進事業	
提案者	活用技術	
宮崎県延岡市	AI、ビッグデータ/自動運転/キャッシュレス/(SIP)ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術	
<p>背景・課題 ※提案事業の目指す将来像、解決すべき課題をそれぞれ2行程度で簡潔に記載すること。</p> <p>目指す将来像 子どもから大人まで一人ひとりの個性や能力を大切にしながら「製造業のまちならではの学び」を推進し、市民の「自地域肯定感」を育む安心・安全で、かつ利便性の高い社会をつくり、我が国のお家芸である製造業を中心に、市民が主役のまちを目指す。</p> <p>解決すべき課題 高い質の教育を担保できない地方都市は、単身赴任を選択されやすく、高度人材の確保が難しい。公共交通の利便性を高めなければ、運転免許の返納が難しい。持続可能な地域づくりのため市民がより積極的にまちづくりに参加する仕組みが必要。</p> <p>実装を目指す主な事業内容 ※本格実装を目指す事業について、2~4行程度で簡潔に概要を記載すること。</p> <p>○事業1: 知力・体力・人間力を育む「世界の子育て・教育のまち延岡」事業</p> <p>活用技術 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術 <ul style="list-style-type: none"> 「延岡子ども未来創造機構」を設立し、学びの「ログ」化等により児童生徒一人ひとりの到達度に応じた学習ができる環境を整備 児童生徒のバイタルデータから体調の変化や心の不調などを把握し、学校における不登校児童の兆候を把握(医療×教育データ連携) <p>○事業2: 行動パターン分析による交通網を最適化事業(マイカー卒業社会の実現)及び「逃げ遅れゼロ」の避難対策構築事業</p> <p>活用技術 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ビッグデータ <ul style="list-style-type: none"> 行動パターン分析によるバス路線・時刻表・停留所等の最適化。 AI <ul style="list-style-type: none"> シェアサイクル、デマンド交通、自動運転等の組合せによる交通ネットワークの構築により、バスでカバーできないニーズに対応 自動運転 <p>○事業3: 行動変容・行動誘発に寄与する地域ポイント活用サービス事業</p> <p>活用技術 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> キャッシュレス <ul style="list-style-type: none"> 健康に寄与する活動、ボランティア活動、SDGsに貢献する行動、健康づくりに関する活動等に対してポイントを付与しながら、行政の負担を軽減しつつ、市民の力で社会をより良くするためのキャッシュレスプラットフォームを構築 		
		 <p>図1: 延岡子ども未来創造機構</p>
		 <p>図2: 行動パターン取得アプリ</p>
		 <p>図3: 健康長寿ポイントアプリ</p>

出典: 延岡市スマートシティ推進事業提案書

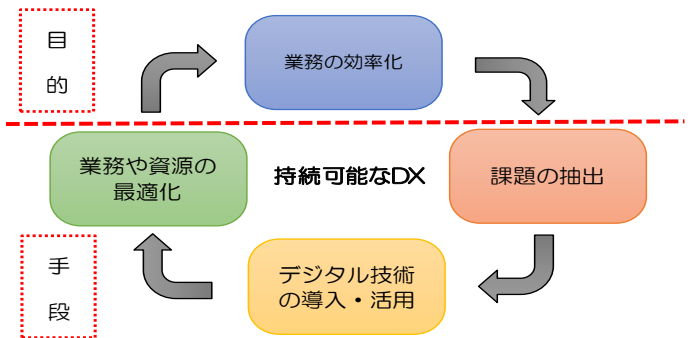
今後これらの取組を推進することで、更なるICTを活用した効果的かつ効率的な行政運営や新たなサービスの提供等により、市民の利便性の向上と地域課題の解決を図り、市民にとって快適なまちづくりに寄与するため、地域のデジタル化に向けた政策をより一層推進することとしています。

*29 「Session Initiation Protocol」の略。IPネットワークを活用し、相手との通信経路を確立するための通信規約のこと。

第3章 本市のDX推進の施策展開

1. 本市が取組むDX

本市が取組むDXは、単にデジタル技術を導入することが目的ではなく、業務の効率化という目的に対して、まずは情報システムの標準化・共通化等を図る際にBPRに取組むことにより、今後も職員が担っていくべき業務と、RPAや外部委託等により効率化を図るべき、又はやめるべき業務等の切り分けを行い、課題を抽出したうえで、



次の段階としてデータの活用やデジタル技術の導入を図り、生産性の向上や市民が利便性を実感できるようなサービスの提供を行います。これにより、資源（ヒト・カネ・ジカン等）の業務への適正な配分や組織の見直しを図り、この最適化により生み出される資源を新たな業務の効率化や市民サービスの構築に振り向けることで、持続可能なDXのサイクルを循環させることが重要であると考えています。従って、本市が取組むDXは次のとおり定義されます。

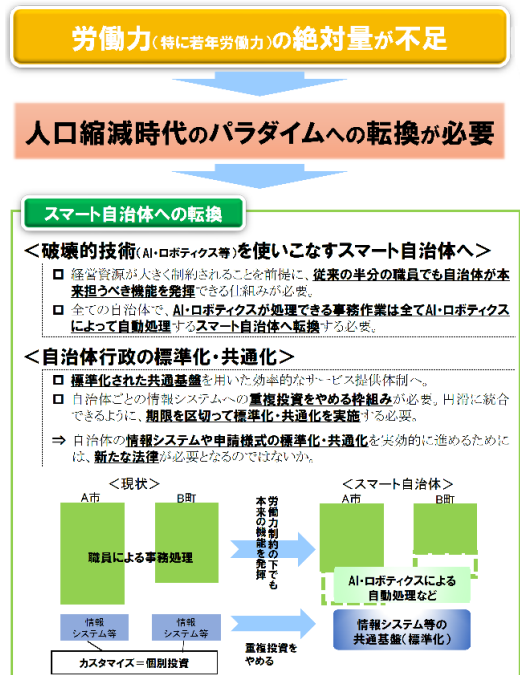
デジタル技術を活用した業務や人的資源の最適化に基づく持続可能なDXにより市民一人ひとりが主役のまちづくりを展開

また、本市が政府のスマートシティに選定されたことを受け、本市における市民生活や企業活動など様々な分野でDXを展開し、「市民一人ひとりが主役」のまちづくりを展開していきます。

2. DX推進の目的と目指すべきビジョン

(1) 「自治体戦略2040構想研究会」の報告

今後、少子高齢化や人口減少が進み、2040年頃には65歳以上の高齢者の人口がピークに達する超高齢化社会の到来に対して警鐘が鳴らされていますが、これに伴って、労働人口が激減するだけでなく、経済が収縮しながらも、年金や医療費などの社会保障費が膨張することが懸念されています。総務省が開催した「自治体戦略2040構想研究会」の報告書においては、労働力の絶対量が不足する人口縮減時代において、従来の半分の職員数でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みの構築が必要であり、そのためには全ての自治体がデジタル技術を活用するスマート自治体への転換や、情報システムへの重複投資をやめる仕組みづくりのための自治体行政の標準化・共通化が必要であると指摘されています。



出典：「自治体戦略2040構想研究会」報告（総務省）

(2) 本市が目指すべき都市像

本市は現状と課題で整理したとおり、喫緊の課題である少子高齢化や人口減少、担い手の確保、財政状況の硬直化のほか、激甚化する災害や想定外の新型コロナウイルスの感染拡大、SDGs※30 という世界的な目標達成への貢献など、新たな時代の潮流への対応において、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

これまで、本市では企業城下町として栄えてきた地域特性や、これまで育まれてきた市民力などを背景に、市民との協働や企業・研究機関等との連携を積極的に行い、地域課題の解決等に取組んできた経緯があり、今後は、これまで以上に一人ひとりの市民に寄り添い、市民が主役のまちづくりを行っていく必要があることから、本計画の上位計画である「長期総合計画」において、目指すべき都市像を「市民がまんなか～市民力・地域力・都市力が躍動するまち のべおか」としているところです。

本市が抱える課題等に対応し、持続可能なまちづくりを行っていくためには、多様化・複雑化する行政ニーズに臨機応変に対応し、市民等との協働を促進することで市民力を活かしていくことが重要であり、これによって市民力のつながり等でつくられる地域力が向上し、地域が活性化することで都市力が躍動するという都市像の実現が図られます。

(3) スーパーシティ構想準備協議会における本市の課題の整理

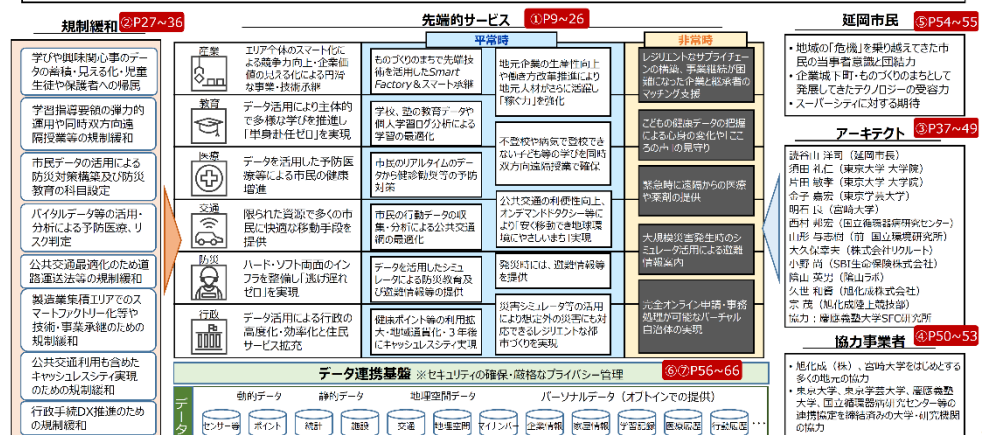
本市が、内閣府のスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案を行うにあたり、市と多数の専門家組織された「延岡市スーパーシティ構想準備協議会」において、本市の課題を以下のとおり整理しています。

「延岡市は、高度成長期以来代表的な工業都市として発展してきたが、我が国のお家芸である製造業が今後もさらに発展するためには、地域全体のイノベーションが不可欠である。例えば、思い切った改革で教育不安を理由とする単身赴任や母子転出に歯止めをかけ、防災対策を強化し、公共交通を充実させるなど、生活者が幸せを実感できるまちづくりが必要である。

そのため、スーパーシティ構想の実現により、生産性向上や技術・事業承継の推進はもとより、思い切った教育改革や「逃げ遅れゼロ」を実現する防災対策、公共交通の充実・強化、健康寿命の延伸など、市民一人ひとりが真に幸せを実感できるまちづくりを早急に実現していく必要がある。(一部要約)

延岡市のスーパーシティの全体コンセプト

1. 市民が幸せを実感できるまちづくり：我が国の経済が強く持続するためには、延岡市のような、高度成長期以来代表的な工業都市として発展してきた都市において、製造業をより強くすることのみならず、生活者である市民が幸せを実感できるまちづくりを行うことが何よりも必要。
2. デジタルテクノロジー等の活用範囲の拡大：そのためには、国の一時的な財政支援だけに頼るのではなく、脱炭素社会実現の観点からも、デジタルテクノロジー等の活用範囲を規制緩和により拡大し、「市民一人ひとりが主役」のまちづくりを行うことで、都市の再生を図ることが必要。
3. 平常時からのデータ収集・活用で非常時の備えに：一方で、世の中の不確実性が増し、市民生活が突然大きく変化する事態が発生することが予測される。グローバルレベルでの感染症拡大、都市を直撃する予測不可能な自然災害、学校・会社等のコミュニティレベルの環境変化、ストレス社会からくる突然の個人の心身変動など、突如として起こり得る様々な非常時に対し、市民が柔軟に対応できる都市づくりが延岡モデルのスーパーシティである。



出典：延岡市スーパーシティ構想提案書

※30 「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略。2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標。

(4) DX 推進の目的と目指すべきビジョン

本市の課題への対応や、一人ひとりの市民のニーズに対応したサービスを提供していく手段として、デジタル技術を活用しDXを推進することは大変有効であると考えられます。急速に進歩する未来技術を、本市の地域特性に応じて適切に活用することで、利便性が高まり市民や地域が抱える課題を解決するだけでなく、生産性の向上や担い手不足の解消が図られるとともに、産業や生活等の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させることが期待されます。そのため、先端技術の活用による本市のデジタル化の推進に向け、地域における情報通信基盤等の環境整備とともに、未来技術を取り入れながら、行政のみならず農業や工業、交通など各分野における課題解決や、地域の魅力向上を図ります。

一方で、これまでのデジタル化の議論においては、効率化やコスト削減が主眼におかれていましたが、令和2年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においては、目指すべきビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が掲げられており、住民目線での制度設計や地域住民に寄り添った取り組みが重要との視点に転換してきています。

本計画におけるDX推進の目的については、国や県の情報政策の動向、本市の現状と課題等を踏まえ、都市像の実現をDXの推進により目指し、市民一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供を行うことで、市民が主体的に考え行動できる市民が主役のまちづくりや、安心・安全で、豊かさや利便性を実感できるデジタル社会の実現を目指します。

このため、本計画における目的と目指すべきビジョンを次のとおり掲げます。

【目的】

長期総合計画の都市像の実現

「市民がまんなか～市民力・地域力・都市力が躍動するまち のべおか」

【目指すべきビジョン】

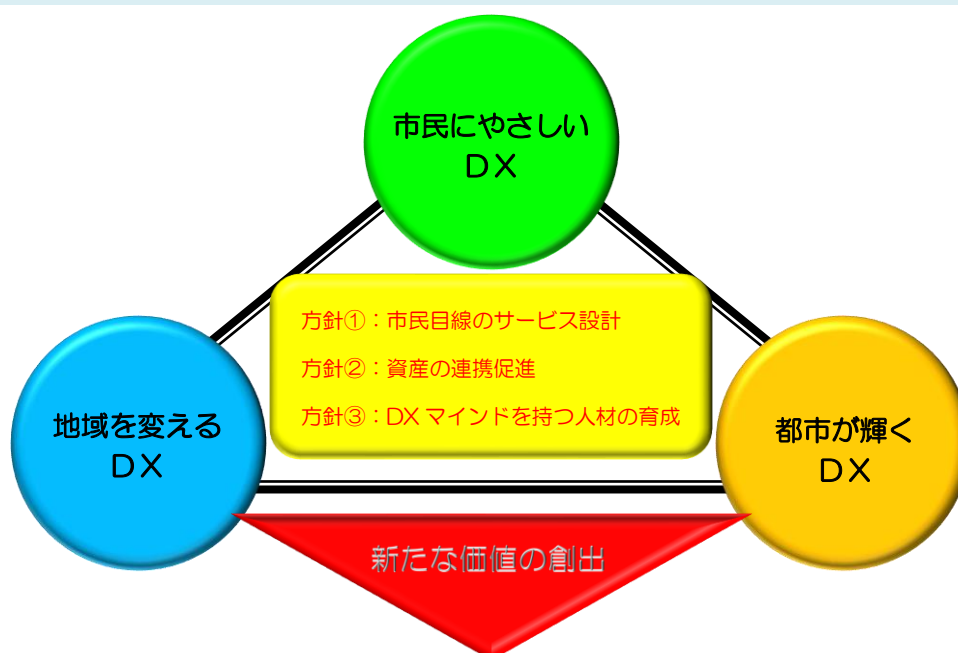
市民がまんなか～市民力・地域力・都市力がDXにより躍動する
e まちのべおか

3. 各プロジェクトと横断的方針

人口減少の進展や新型コロナウイルス感染症への対応などにおいて、行政のみならず地域社会のデジタル化は必要不可欠な手段であり、国や県との連携を図りながら積極的に推進していくことで、長期総合計画の都市像の実現を目指します。

このような目的とビジョンのもと、本市のDXを推進するための方向性として、次のとおり3つのプロジェクトを定めるとともに、それらを実行していくための各施策に共通する横断的な方針を示すことにより、取組の実効性を高め、新たな価値の創出等に繋げていきます。

【体系図】



市民がまんなか～市民力・地域力・都市力がDXにより躍動する
eまちのべおか

【3つのプロジェクト】

各プロジェクトにおいては、進捗評価や効果検証、適宜見直しなどを行い、より効果的なプロジェクトマネジメントを図っていくこととします。

- 重点施策：本計画において特に重点を置いて取り組む施策を設定します。
- 区分：各施策において国の示す各種計画や市独自の取り組みを区分として設定します。
 - 【国】国が策定した官民データ活用推進計画、デジタル・ガバメント実行計画、自治体DX推進計画等によって全国統一的に取り組むべき施策を指します。
 - 【市】国の施策等を踏まえたうえで、本市のデジタル化を一層推進するために、本市が独自に取り組む施策を指します。
- KPI：各施策における重要業績評価指標を設定します。

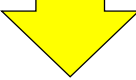
【施策体系】

目指すべきビジョン	市民がまんなか～市民力・地域力・都市力がDXにより躍動する eまちのべおか	
プロジェクト（目指すべき姿）	基本施策（目標）	個別施策
市民にやさしいDX 市民一人ひとりの都合に合わせてサービスの提供	市民目線のデジタル化 市民一人ひとりの都合に合わせて 市役所	<ul style="list-style-type: none"> ■行政手続のオンライン化 ■マイナンバーカードの普及・活用促進 ■すべての世代にやさしいデジタル化の推進
	市民目線の情報発信 知りたいことがすぐわかる	<ul style="list-style-type: none"> ■情報発信サービスの整備・拡充 ■オープンデータの公開促進
	業務環境のデジタル化 デジタル化でみんなが楽になる市役所	<ul style="list-style-type: none"> ■情報システムの標準化・共通化 ■ICTの導入による業務効率化 ■情報セキュリティ対策の強化 ■情報システムの最適化 ■テレワークの推進
	DXマインドを持つ人材の確保・育成 市民の幸せのためにデジタルを活かす 市役所	<ul style="list-style-type: none"> ■民間人材活用等によるIT人材の確保 ■IT研修の推進 ■情報活用能力の向上
地域を変えるDX データやICTの活用により、 市民が今より楽で豊かに 暮らせるまち	暮らしのデジタル化 デジタルの力でもっと安心・安全で 健康に暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ■防災に係るデジタル化の推進 ■交通に係るデジタル化の推進 ■医療・介護に係るデジタル化の推進 ■子育てに係るデジタル化の推進 ■選挙に係るデジタル化の推進
	教育のデジタル化 教育の格差をなくし、全ての子どもが 活躍できるまち	<ul style="list-style-type: none"> ■教育に係るデジタル化の推進
	産業のデジタル化 デジタル化で地域産業が活性化 していくまち	<ul style="list-style-type: none"> ■産業に係るデジタル化の推進
都市が輝くDX IT集積により、大都市との地理的・ 経済的格差がなくなる都市	経済基盤のデジタル化 キャッシュレスで便利なまち	<ul style="list-style-type: none"> ■キャッシュレス化の推進
	デジタル基盤整備の推進 人と人がつながるまち	<ul style="list-style-type: none"> ■情報通信基盤の整備・活用 ■IT関連企業誘致環境の整備・拡充

横断的
方針



市民目線のサービス設計・資産の連携促進・DXマインドを持つ人材の育成



【プロジェクト1】 市民にやさしいDX

《目指すべき姿》 市民一人ひとりの都合に合わせたサービスの提供

《方針》

国が目指すデジタル社会の実現に関して、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を取りまとめた「自治体DX推進計画」において、重点取組事項として掲げられている「情報システムの標準化・共通化」や「マイナンバーカードの普及促進」、「行政手続きのオンライン化」、「セキュリティ対策の徹底」については、国が設定している目標時期までの実現に向けて着実に取り組むとともに、「AI・RPAの利用促進」や「テレワークの推進」などにも積極的に取り組み、住民の利便性の向上や業務の効率化を図ることで、デジタル社会の目指すべきビジョン「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現を図ります。

また、シニア世代対象の無料スマホ教室や無料デジタル活用相談会を開催することで、デジタル化の不安軽減とそのメリットを享受できる環境づくりを行い、すべての世代にやさしいデジタル化の推進を図ります。また、障がい者の在宅勤務（テレワーク）の自立支援や障がい児のロボット活用による手話学習の実証事業に取り組むことで、すべての人にやさしいデジタル化の推進を図ります。

さらに、市民生活に係る様々な情報をホームページやSNS、ウェブサイトを活用して積極的に発信するとともに、オープンデータの公開・活用を促進し、広範な主体によるデータ活用により、地域が抱える諸課題の解決や行政の透明性の確保を図ります。

【参考】工程表のイメージ

取組事項	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	【参考】 目標時期
BPRの取組みの徹底	大まかな取組内容					
自治体の情報システムの標準化・共通化	大まかな取組内容					令和7年度
	【参考】ガバナメントクラウド	ガバナメントクラウドの設計				
【参考】標準化	ガバナメントクラウドの設計	標準化システム構築（ガバナメントクラウドのリーディング事例）【参考】				
マイナンバーカードの普及促進	大まかな取組内容					令和4年度末
自治体の行政手続きのオンライン化	大まかな取組内容					令和4年度末※1
【参考】標準仕様	クラウドエンドのメンテンス稼働を前提とした標準仕様					
セキュリティ対策の徹底	大まかな取組内容					令和4年度末※2
自治体のAI・RPAの利用推進	大まかな取組内容					-
テレワークの推進						-
地域社会のデジタル化						-
…						-

※1 令和4年度末を目標として、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナンバーからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。
 ※2 自治体情報セキュリティガイドラインについて、令和4年度末までに、都道府県の主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベル（標準要件）を維持する民間のクラウドサービス利用型への移行を行う。

出典：自治体DX推進手順書

あわせて、本市のデジタル化を効率的・継続的に進めていくため、デジタル人材の確保や様々な研修等による職員のデジタルスキルの向上に努めるとともに、様々なサービスの提供等において本市が保有する情報資産を活用する機会が増えていくことが予想されるなか、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することは非常に重要であることから、情報セキュリティ対策の充実を図ります。

これらの取組を推進することにより、市民が利便性を実感でき、一人ひとりのニーズに合った市民目線のデジタル化を推進することで、民意を積極的に反映し、本市自慢の市民力を活かしたまちづくりに繋げていきます。

《重点施策とKPI》

No.	施策名	区分	概要	
1	マイナポータルからの行政手続のオンライン化	国	政府が運営するマイナポータルにおいて、子育て関係・介護関係の申請手続を中心にオンライン化を実現します。	
			KPI	オンライン申請可能手続数
2	窓口業務における窓口番号案内システムの導入	市	行政手続におけるオンライン来庁予約や順番通知機能、手続開始までの待ち人数の確認等の機能を搭載した窓口番号案内システムを導入します。	
			KPI	—
3	窓口業務における申請書等のオンライン作成サービスの導入検討	市	スマートフォンアプリのラインを利用して、各種手続に係る申請書を事前に作成してQRコード化し、来庁時にQRコードを読み込むことで、申請書の記載を省略するとともに、手続に必要な資料等を事前に案内することで、手続を簡略化するサービスの実証を行い、導入を検討します。	
			KPI	—
4	健診申込におけるオンライン化の推進	市	本市が実施している健診の申込みについて、電話申込みに加えて、オンライン申込みを追加することにより、24時間いつでも申込みを可能とします。	
			KPI	申込可能健診数
5	公共施設の予約状況確認におけるオンライン化	市	公共施設の利用者が、各施設の予約状況を市のホームページ等から確認できるようにシステムや利用状況の更新等の体制を構築し、一元化することで利用者の利便性向上を目指します。	
			KPI	対象施設数
6	公共料金の支払や納税におけるキャッシュレス決済の促進	市	公共施設等の利用料金の支払いや市税の納付等において、PayPay等のキャッシュレス決済の普及・促進に取り組むことで、市民の利便性向上を目指します。	
			KPI	—
7	マイナンバーカードの普及促進	国	マイナンバーカードの普及に係る広報やイベント、施設等での出張申請受付を実施し、ほぼ全ての市民がマイナンバーカードを保有することを目指します。	
			KPI	取得率
8	マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付サービスの利用促進	市	マイナンバーカードを利用して本市が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書等）を市内外のコンビニエンスストア等の端末で早朝から深夜まで取得できるコンビニ交付サービスの利用を促進します。	
			KPI	証明書交付件数
9	自動証明書交付端末の導入	市	「申請書を書かない窓口」の実現を目指し、コンビニ交付と同様に氏名等を記載せずに各種証明書が取得できるよう、自動証明書交付端末を導入します。	
			KPI	証明書交付件数
10	マイナンバーカードとのべおかCOINの連動によるバス利用の促進	市	国のモデル事業に採択され実施する、地域ポイント制度とマイキープラットフォームとの連携による市民のバス利用やボランティア等の地域活動の促進に関する実証事業について、「のべおかCOIN」と連動するとともに、マイナンバーカードの普及促進につなげていきます。	
			KPI	交付件数及び交付金額

11	スマホ教室及びデジタル相談会の開催	市	民間事業者と連携したシニア世代対象の無料スマホ教室や無料デジタル活用相談会を開催することで、デジタル化の不安軽減とそのメリットを享受できる環境づくりを行い、すべての世代にやさしいデジタル化の推進を図ります。	
			KPI	開催回数
12	障がい児のロボット活用による手話学習の実証事業の推進	市	「Memorial Sloan Kettering Cancer Center（米国）」、「PLEN Robotics 株式会社（大阪市）」、「宮崎県立延岡しろやま支援学校」と連携し、対人関係が苦手な障がいを持つ子どもが、小さい時からロボットを通じて手話を学ぶことで、社会参加が促進されるよう実証事業を行います。	
			KPI	—
13	障がい者の在宅勤務（テレワーク）の推進による自立支援	市	株式会社カラフィス（本社：神奈川県）と連携し、障がい者が在宅で県外からの仕事も行うことができるよう支援を行います。	
			KPI	在宅勤務者数
14	バリアフリーマップの作成	市	様々な人が安心して地域生活が送れるようになることを念頭に、市内のバリアフリー情報を集約したマップを作成し、オンラインで提供します。	
			KPI	オンライン提供開始
15	ごみ関連情報のオンライン発信	市	ごみに関する各種問い合わせに、オンライン（延岡市公式LINE）で24時間対応するとともに、お知らせ等について広く周知を行います。	
			KPI	オンライン提供開始
16	市保有データのオープンデータ化	国	本市が保有するデータをオープンデータとして公開し、広範な主体による公共データの活用を促進し、地域課題等の解決や行政の透明性の確保を目指します。	
			KPI	オープンデータ公開総数
17	自治体システムの標準化・共通化	国	国が示す関係計画等に則り、国が整備するガバメントクラウドに構築される標準準拠の自治体情報システムに令和7年度までに移行します。	
			KPI	—
18	AI及びRPAの活用	国	業務を効率化し、余力化できた時間を付加価値の高い業務や新規業務にあてるために、定型的かつ定量的な事務をAI及びRPAを活用して自動化します。	
			KPI	RPA導入業務総数
19	共用車予約のシステム化	市	市が所有する共用車の予約をシステム化することで、職員が共用車の空き状況を把握しやすくなり、計画的・効率的な業務の遂行を図ります。	
			KPI	システム化率
20	セキュリティポリシーの見直し・周知	国	国の指針に則り、本市の情報セキュリティ対策を常に最新のものとし、職員への周知徹底を図ることで、市が保有する情報資産を保護します。	
			KPI	研修受講者数
21	職員のEBPMスキルの向上	市	施策の効率化・高度化を図るために、職員自らがデジタル技術等を活用し、効率的かつ正確にデータを分析するスキルを習得するための研修を実施します。	
			KPI	研修受講者数

【プロジェクト2】 地域を変える DX

《目指すべき姿》 データやICTの活用により、市民が今より楽で豊かに暮らせるまち 《方針》

本市では、これまで民間事業者等の技術やノウハウを活用し、行政の効率化やサービスの充実を図るため、様々な企業や研究機関との連携を積極的に行ってきた経緯があります。

令和3年8月にはこれらの連携を素地として、国のスマートシティ関連事業の選定を受け、今後、各分野の専門家や民間企業等とも連携し、国の支援等を受けながら「市民一人ひとりが主役の時代をつくる延岡市のスマートシティ推進事業」に取り組むことになっており、子どもから大人まで一人ひとりの個性や能力を大切にしながら、デジタル技術を活用することにより、「製造業のまちならではの学び」の推進や、最適な公共交通網の構築・交通手段の検討など、安心・安全でかつ利便性の高い地域づくりに取り組むこととしています。



出典：延岡市スマートシティ推進事業提案書

この他、市民の暮らしに密接に関係する防災や医療・介護、子育て分野においても、アプリ等を活用して、更なるICTを活用した効果的かつ効率的な行政運営や新たなサービスの提供等を図るほか、国の研究機関や地元企業等と連携した取組を推進することにより、市民の利便性の向上と地域課題の解決を図ります。

また、子供たちがAIを活用した授業支援システムや同時双方向遠隔授業などのICTに触れる機会、プログラミング学習など情報を活用できる多様な学びの機会を提供することにより、未来を支えるデジタル人材の育成を図ります。

さらに、農林水産業や中小企業におけるICTの利活用や、DXマインドを持った人材の育成等について支援を行い、地域のイノベーションを強力に推進することで、地域課題の解決や業務・作業の効率化、生産性の向上、労働力不足等の社会問題の解決を図り、地域産業の活性化を目指します。

《重点施策とKPI》

No.	施策名	区分	概要	
1	防災情報アプリの利用促進	市	災害状況や洪水・津波のハザードマップ、避難場所の混雑状況等が手軽に確認できる防災情報アプリ「防災のべおか」の一層の普及促進を目指すとともに、災害に強い情報伝達システムの構築を図ります。	
			KPI	アプリ登録者数累計
2	東京大学との連携による公共交通DXの推進	市	東京大学との連携により収集・分析した市民行動データ等を活用して、宮崎交通株式会社との連携のもと、バス交通の路線やダイヤの改善、新規路線の開設等を行います。また、「スマートシティモデルプロジェクト」に取り組みます。	
			KPI	実証運行及び路線改善を実施する路線数

3	健康マイレージアプリの利用促進	市	スマートフォンの健康マイレージアプリを活用し、1日の歩数に応じて、のべおかコインにも利用できるポイントが付与される機能や、通知・アンケート機能を通じて、市民の健康に対する行動・意識の向上を図ります。	KPI	参加者総数及び事業所総数
4	国立循環器病研究センターとの連携による高齢者見守りシステムの構築	市	高齢者宅の電気使用状況データを収集し、生活パターンを解析したうえで、通常と異なる生活パターンが発生した（危険が想定される）場合に、その高齢者の家族にメールで通知するシステムの構築等を検討します。	KPI	実装世帯数
5	国立循環器病研究センターとの連携による医療・介護情報を用いた健康増進施策に資するデータベースの構築	市	国民健康保険のレセプトデータ、健康診査および保健指導、介護レセプトデータを活用して、健診から医療、介護までを一貫して捉えるデータベースの構築を行い、地域住民の健康増進に資する施策の検討や国内の循環器疾患罹患率などに関する研究を行います。	KPI	研究の実施数
6	国立循環器センター等との連携による認知機能の低下を早期に発見するための予測モデルの構築	市	市保有のデータ（国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者に関するレセプトデータ、健康診査データ、介護認定調査データ、その他健康情報）を活用することで、認知機能低下の予測モデルを開発し、認知機能低下のリスクが高い市民を早期に特定することを目指します。	KPI	1人あたりの認知症医療費の抑制率
7	国立循環器病研究センターとの連携による熱中症発症予測モデル構築	市	気象情報と自治体保有情報を活用した熱中症発症予測モデルを開発し、医療資源の分配等の参考指標として役立てていきます。	KPI	—
8	旭化成及び国立循環器病研究センター等との連携による骨粗しょう症予防等の研究	市	他の研究で構築された医療・介護情報を用いた健康増進施策に資するデータベースを活用する形で疫学研究を進め、骨粗しょう症や骨折に関する医療費および要介護認定率の抑制に繋がります。	KPI	1人あたりの骨粗しょう症医療費抑制率
9	自身の検査結果を閲覧できるPHRシステムと医療機関向けシステムの構築	市	医療分野における本市独自のPHR（パーソナルヘルスレコード）の構築のため、個人向けPHRシステム及び医療機関向けの診療業務支援システムを導入します。	KPI	生活習慣病重症化率の抑制
10	子育てに係る情報発信の充実及びすくすくワクチンのアプリ化によるさらなる情報発信や各種手続システムの構築	市	子育てポータルサイトを構築し、出産や子育てに関する情報の積極的な発信やスマートフォンを通じた手続等を可能にします。また、「すくすくワクチン」のアプリ化により、保育所等の施設情報や子育て関連のイベント情報の発信機能のほか、一時預かり予約などの施設予約ができる機能等を構築して、利用者の利便性向上を図ります。	KPI	すくすくワクチン登録世帯数

11	児童生徒の情報活用能力の育成	市	AI や授業支援システム、同時双方向遠隔授業など ICT の活用により、地域を支える人材を育成します。また、スマートシティ関連事業の「未来技術社会実装事業」に取り組みます。	
			KPI	授業で PC 等の ICT を毎日使用した児童生徒の割合及び同時双方向遠隔授業の実施校数
12	東京学芸大学との連携による STEAM 教育の実施	市	科学・技術・工学・芸術・数学の視点を総合的に学ぶ STEAM 教育等を通じて、STEAM 教材を使ったプログラミングやオンラインなどを活用して外部講師などと社会の仕組みや課題を考えるなど、多様な学びの機会を提供し、試行錯誤しながら繰り返し挑戦することによりプログラミング的思考を育みます。	
			KPI	ワークショップの参加人数
13	慶應義塾大学 SFC 研究所との連携による論理コミュニケーション授業の実施	市	慶應義塾大学 SFC 研究所と連携し、同時双方向遠隔授業により、自分の考えを論理的に構築して相手に分かりやすく表現し、コミュニケーションを図っていく力を育む「論理コミュニケーション」の授業を、市内中学校 16 校及び希望する高校生を対象に実施し、生徒の論述力を高めるとともに、「延岡子ども未来創造機構」と連携して、市内外の多様な人材による論理コミュニケーション授業の実現を目指します。	
			KPI	論理コミュニケーション授業実践校数
14	島野浦をモデルとした新時代教育の実践	市	島野浦小・中学校において、総務省の支援を受け策定した地域 IoT 実装計画の具現化により、多様なメディアを高度に利用する「遠隔教育特別校制度」等を活用した「同時双方向遠隔授業」を実施したり、AI 学習や先進的なプログラミング学習を推進したりすることで、小規模校のハンディを克服するカリキュラムを開発し、新時代教育を実践します。	
			KPI	同時双方向遠隔授業を実施した学校数
15	地元企業とコラボレーションした新しいプログラミング学習	市	地元企業 7 社と連携し、市内の小学校へ Pepper を 7 台配備することで、市内の児童に、プログラミング本来の面白さを体感させたり、それを利用した社会活動を経験させたりすることによって、Society 5.0 時代をたくましく生き抜き、延岡市の発展に貢献する人材を育成します。	
			KPI	企業とコラボしたプログラミング授業実践校数
16	農山漁村版ハローワーク事業の推進	市	人手不足解消を図るため、人材を必要とする農家等と働いてもよいと考える市民の方々とを結ぶマッチングサイト「NobeWorker」を運用し、第一産業の振興を図ります。	
			KPI	マッチング件数
17	のべおか産品 EC サイト「のべちよる」の活用	市	農林水産物等をはじめとする本市の特産品を独自の EC サイトで効果的に PR し、新たな販路開拓及び販売促進を図り、生産者等の所得向上を目指します。	
			KPI	販売金額
18	スマート農業園芸ハウス実証事業に係る機械等の導入支援	市	地元 IT 企業と農事組合法人が共同で施設栽培に関するスマート農業のシステム開発に向けた実証に取り組んでおり、ハウス内の散水やハウス側面の開閉、温湿度の測定等、ハウス設備一帯について、制御技術の検証を進めています。 今後は、農作業の更なる省力化を図るため、農家からの要望が強い遠隔操作に向けたシステム構築を行う機械等の導入を支援します。	
			KPI	実証進捗率

19	しきみを中心とした北川地域の活性化実証・研究事業に係るスマート技術等の導入支援	市	しきみの事業継続に係る課題解決策を検討するため、人材マッチング「のペーサー」等を活用するとともに、スマート技術の導入のための実証・研究や新たな栽培体系の確立を目指し、生産性の向上と持続可能な産地づくりの確立を支援します。	
			KPI	学習会回数及び販売額
20	地元事業者のIT導入及びリモート対応支援	市	地元事業者のデジタル化及びIT推進の導入に向けた取組みを支援するとともに、リモートワークやテレビ会議の導入に関する相談等について、IT等の専門家に講師派遣を依頼した際に掛かる費用を支援します。	
			KPI	支援件数
21	ウィズコロナ事業改善等支援	市	ウィズコロナに対応するために、業務改善・収益向上につながる情報システム・ソフトウェアの構築等の取組みを行う中小・小規模企業者等に対して支援を行うことで、事業者の事業継続及び本市経済の活性化を図ります。	
			KPI	支援件数



防災のべおかアプリ



健康マイレージアプリ



「論理コミュニケーション」授業の様子



STEAM教育におけるプログラミング授業



地元企業等による人型ロボット「Pepper」の贈呈式

【プロジェクト3】 都市が輝く DX

《目指すべき姿》 IT 集積により、大都市との地理的・経済的格差がなくなる都市

《方針》

今後、本市が地域のデジタル化を図り、都市力を高めていくためには、市民が暮らしの中で豊かさと利便性を実感することができ、事業者等による経済活動の促進にも重要な情報インフラの整備を促進していく必要があります。このため、ケーブルテレビ網の光化や公衆無線 LAN の整備を図るとともに、事業者等との連携によるローカル 5G の活用についても検討を行います。



ローカル 5G 等を活用した地域課題解決に関する
取組みを推進するための連携協定締結式

また、延岡駅西口街区において整備が進められている再開発ビルにおいては、2 階

フロアを本市の DX の拠点として位置づけ、「コワーキングスペース」やそこに隣接した「IT 企業誘致棟」を設置するとともに、ケビンを活用したワーケーション拠点の整備などと併せて、本市への企業誘致を促進しながら、ICT 関連企業やスーパーシティ・スマートシティ関連のビジネスや研究開発の場としての機能の集積を図ることで、駅周辺への IT 産業の集積に向けた各種取組も進めていきます。

加えて、国が全国から 14 地区を指定して実施している地域雇用活性化推進事業の活用によるデジタル人材の育成や、地元事業者の IT・DX やリモート環境の導入支援、IT・ICT に関する無料相談会の開催等により、地域のデジタル化を推進するとともに、地域ポイントと連動した電子マネー「のべおか COIN」の利用促進等により、地域内経済循環の確立やキャッシュレスの推進を図ることで、地域の魅力向上と都市力のさらなる充実を目指します。

《重点施策と KPI》

No.	施策名	区分	概要
1	のべおか COIN の利用促進	市	「地域ポイント」の対象となる様々な経済・まちづくり活動等の促進を図りながら、当該事業の取り扱い加盟店や協力企業、団体等の拡充にも取り組んでいき、「地域マネー」の活発な利用による市内の消費の活性化を図ります。
			KPI
2	ケーブルテレビ網の光化	市	過疎地域におけるケーブルテレビ網の光化を行い、ローカル 5G、ワーケーション、GIGA スクール等の可能な環境を整備し、市街地とのデジタルデバイドの解消を図ります。
			KPI
3	ローカル 5G の活用	市	市内の企業の DX を促進するため、旭化成ネットワークス(株)が延岡駅西口街区ビルにおいて整備しているローカル 5G を活用したラボ等の取組や、ものづくり企業が集積する延岡鉄工団地における取組に対して連携・協力や必要な支援を行っていきます。
			KPI

4	公衆無線 LAN の整備拡大	市	観光客等の利便性向上、災害等非常時の情報収集手段の補完を目的に、観光施設や行政施設等における公衆無線 LAN 環境の整備拡大について、需要が高い施設への整備を進めます。	KPI	新規整備箇所
5	IT 関連企業の誘致	市	スマートシティとしての知名度も活かし、トップセールスをはじめとした積極的な誘致活動を行います。また、延岡駅西口街区ビルに、IT 企業誘致のためのフロアを整備し、IT 関連企業のニーズを捉えた優遇措置の整備充実等、誘致に繋がる支援を進めていきます。	KPI	IT 関連企業の誘致数
6	ワーケーション拠点の整備	市	北浦町の浜木綿村及び北方町の ETOランドのケビンにワーケーション向けにインターネット環境を整備するとともに、市外に本社がある企業がこれらのケビンを活用するワーケーションを強力に誘致します。	KPI	ワーケーション受入日数
7	コワーキングスペースの整備及び（仮称）延岡経済リンケージ機構による地域経済の活性化	市	延岡駅西口街区ビルの2階に、人や情報の交流・集積拠点としてのコワーキングスペースを整備し、市民や市内企業等とはもとより、市外の企業や研究者等に対しても仕事や研究の場を提供するとともに、創業支援やビジネスマッチング、IT 人材育成等の各種セミナーを開催します。 また、（仮称）延岡経済リンケージ機構を創設し、コワーキングスペースの効果的な管理運営と合わせて、民間（複業・兼業）人材マッチングシステムの活用や各種セミナーなどを通じて地元事業所の成長を支援します。	KPI	セミナー参加者数
8	IT 人材の確保・育成	市	国の地域雇用活性化推進事業などの活用や、IT 関連企業との連携による IT 人材の育成に繋がる各種研修事業を実施し、Uターンをはじめとする IT 人材の確保にも繋げていきます。	KPI	IT 関連セミナー・講演の開催数



延岡駅西口街区ビル



のべおかCOIN

【プロジェクト間の横断的方針】

「デジタル・ガバメント実行計画」においては、利用者中心の行政サービス改革を徹底し、一連のサービス全体が、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスを実現するとしており、プロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウが「サービス設計 12 箇条」として示されるとともに、目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿を「国民の満足度を最大化するデジタル政府・デジタル社会」と設定し、11 の個別目標が導出されています。

また、「自治体 DX 推進計画」においては、DX の意義を、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの円滑な流通を促進することや、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待されるとしています。

このことを踏まえ、本計画においては、3つのプロジェクトにおいて取組を推進していきますが、各プロジェクトや業務の垣根を超えた共通認識として、以下の3点を横断的方針として掲げ、よりよい行政サービスの提供に取り組んでいくこととします。

横断的方針① 市民目線のサービス設計

サービスの一部（手続等）のみを切り取るのではなく、利用者がサービスを受ける必要が生じた時点から、サービス提供後までの一連の流れ（エンドツーエンド）を意識するとともに、一度提出した住所や氏名等の情報を、再度提出する必要がない（ワンスオンリー）ようにすることで、市民が利便性や安心・安全を実感できるサービスの構築・設計に努めます。

横断的方針② 資産の連携促進

既存の業務範囲に捉われず、各分野に蓄積されたデータやノウハウ、官民連携等の資産を連携させることにより、新たなサービスの構築を図ります。

【例】数種類の個人情報連携させることにより、希望者に対して最適なタイミングで、プッシュ型の通知サービスを行う。

横断的方針③ DX マインドを持つ人材の育成

各種研修に加え、複業人材を含めた民間人材との連携・交流により、官・民それぞれにおいて、DX マインドの醸成及び DX マインドを持つ人材の育成を図ります。

また、デジタル化を目的とせず、あくまで手段とする中で、デジタル化によっていかに市民サービスを向上させ、また職務の効率化や生産性の向上を追求する人材が、官・民それぞれで育成されるための施策を講じます。

これらの横断的方針をもとに、本市の DX を推進し、3つのプロジェクトに位置付ける DX の取組について、市民目線で連携・融合することにより、これまでになかった新たな価値の創出を図るとともに、本計画によって目指すべきビジョン「市民がまんなか～市民力・地域力・都市力が DX により躍動する e まちのべおか」の実現に繋げていきます。

4. 基本施策の概要

本市が取組む DX は、デジタル技術を活用することが目的ではなく、業務や人的資源の最適化に基づく持続可能な取組であるという認識や横断的方針を共有しながら、3つのプロジェクトの推進を図り、市民一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供を行うことで、市民が主体的に考え行動できる市民が主役のまちづくりや、安心・安全で、豊かさや利便性を実感できるデジタル社会の実現を図り、長期総合計画に掲げる都市像の実現を DX の推進により目指すため、次のとおり基本施策を定めます。

【プロジェクト1】 市民にやさしいDX

基本施策（1） 市民目線のデジタル化

《目標》 市民一人ひとりの都合に合わせる市役所

「すぐ使える」「簡単」「便利」な利用者中心のサービスを実現するため、各種申請や届出等の手続きのオンライン化やキャッシュレス化を推進します。これにより、市民が時間や場所に制限されずに行政手続やサービスの利用を実現させ、利便性の向上及び負担軽減を目指します。

また、行政手続のオンライン化にあたっては、国が運営するマイナポータルにおけるマイナンバーカードを利用したオンライン申請も積極的に活用するとともに、公的な電子証明機能を有するマイナンバーカードの普及を図ることで、安全・安心な手続を実現します。

これらの取組を進めるにあたって、業務の見直し（BPR）を行うことで、行政手続に係る事務の迅速化及び効率化を図ります。

また、シニア世代対象の無料スマホ教室や事業者向け無料デジタル活用相談会などを開催することで、デジタル化の不安軽減とそのメリットを享受できる環境づくりを行い、すべての世代にやさしいデジタル化の推進を図ります。

さらに、障がい児のロボット活用による手話学習の実証事業や障がい者等の在宅勤務の推進などに取組むことで、すべての人にやさしいデジタル化の推進を図ります。

個別施策	<ul style="list-style-type: none"> ■行政手続のオンライン化 ■マイナンバーカードの普及・活用促進 ■すべての世代にやさしいデジタル化の推進
個別施策における重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ■マイナポータルからの行政手続のオンライン化 ■窓口業務における窓口番号案内システムの導入 ■健診申込におけるオンライン化の推進 ■公共施設の予約状況確認におけるオンライン化 ■公共料金の支払や納税におけるキャッシュレス決済の促進 ■マイナンバーカードの普及促進 ■マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付サービスの利用促進 ■自動証明書交付端末の導入 ■マイナンバーカードとのべおか COIN の連動によるバス利用の促進 ■スマホ教室及びデジタル相談会の開催 ■障がい児のロボット活用による手話学習の実証事業の推進 ■障がい者の在宅勤務（テレワーク）の推進による自立支援

基本施策（２） 市民目線の情報発信

＜目標＞ 知りたいことがすぐわかる

本市ではこれまで、公式ホームページの多言語化や防災情報のメール通知といった情報発信の拡充に努めてきました。今後は、民間人材も活用しながら、より多くの分野において、情報発信の拡充を図ることで、市民生活の充実及び利便性の向上を目指します。

また、本市が保有する様々なデータを二次利用可能なオープンデータとして公開することで、行政の効率化や透明性・信頼性の確保を図るとともに、市民や民間事業者等と連携し、地域課題の解決や新たなサービスの創出といった官民協働のまちづくりを目指します。

個別施策	<ul style="list-style-type: none"> ■情報発信サービスの整備・拡充 ■オープンデータの公開促進
個別施策における重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ■バリアフリーマップの作成 ■ごみ関連情報のオンライン発信 ■市保有データのオープンデータ化

基本施策（３） 業務環境のデジタル化

＜目標＞ デジタル化でみんなが楽になる市役所

本市においては、少子高齢化の影響による人口構造の変化を受け、住民ニーズの多様化に対応した行政運営が課題となっています。

ICTの導入やICT導入過程における業務プロセスの見直しにより業務を効率化することで、これまで以上に付加価値の高い業務や新規事業に注力できるようにすることで、多様化する住民ニーズに対応可能な環境を整備し、市民サービスの向上を図ります。

また、業務環境のデジタル化にあたっては国が進める業務システムの標準化・共通化やテレワーク等にも積極的に取り組みます。あわせて、情報セキュリティ対策を強化することにより、市が保有する情報財産を様々な脅威から守り、安心・安全なデジタル化を推進します。

さらに、障がい者の在宅勤務（テレワーク）の推進等の自立支援を行うなど、業務環境のデジタル化を推進します。

個別施策	<ul style="list-style-type: none"> ■情報システムの標準化・共通化 ■ICTの導入による業務効率化 ■情報セキュリティ対策の強化 ■情報システムの最適化 ■テレワークの推進
個別施策における重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ■自治体システムの標準化・共通化 ■AI及びRPAの活用 ■セキュリティポリシーの見直し・周知 ■共用車予約のシステム化

基本施策（４） DX マインドを持つ人材の確保・育成

＜目標＞ 市民の幸せのためにデジタルを活かす市役所

デジタル化を推進するにあたっては、ICT に関する専門的な知見のみならず、それを活かしていかに市民サービスを向上させるか等の視点が必要不可欠となっています。こうした知見や視点を有した民間人材等を積極的に活用することで、デジタル化の推進を円滑に進めていくことが可能となるため民間人材を積極的に登用します。

また、民間人材と職員が連携してDXに取り組むことで、実践を通じて課題の抽出を行い、データ活用やデジタル技術の導入を図る視点を持つとともに、研修等を重ね、ICT に係るスキル・情報活用能力の向上を図ることで効果的・効率的な行財政運営をデジタル化の側面から実現します。

個別施策	■民間人材活用等による IT 人材の確保 ■IT 研修の推進 ■情報活用能力の向上
個別施策における重点施策	■職員の EBPM スキルの向上

【プロジェクト2】 地域を変えるDX

基本施策（1） 暮らしのデジタル化

《目標》 デジタルの力でもっと安心・安全で健康に暮らせるまち

本市はこれまで、地域が抱える諸課題に対し、行政単独のみならず、産学官で連携してその解決に取り組んできました。

今後は、それらの連携を一層強化するとともに、連携によって得られた知見等を政策にさらに反映させ、防災、交通、医療・介護、子育て等の市民生活の根幹をなす分野において、より充実した施策を展開し、市民が安心して生活できるまちづくりを推進します。

個別施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災に係るデジタル化の推進 ■ 医療・介護に係るデジタル化の推進 ■ 選挙に係るデジタル化の推進 ■ 交通に係るデジタル化の推進 ■ 子育てに係るデジタル化の推進
個別施策における重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災情報アプリの利用促進 ■ 健康マイレージアプリの利用促進 ■ 国立循環器病院研究センターとの連携による高齢者見守りシステムの構築 ■ 国立循環器病研究センターとの連携による医療・介護情報を用いた健康増進施策に資するデータベースの構築 ■ 国立循環器センター等との連携による認知機能の低下を早期に発見するための予測モデルの構築 ■ 国立循環器病研究センターとの連携による熱中症発症予測モデル構築 ■ 旭化成及び国立循環器研究センター等との連携による骨粗しょう症予防等の研究 ■ 自身の検査結果を閲覧できるPHRシステムと医療機関向けシステムの構築 ■ 小児医療情報の発信 ■ 子育てに係る情報発信の充実及びすくすくワクチンによるさらなる情報発信や各種手続きシステムの構築

基本施策（２） 教育のデジタル化

＜目標＞ 教育の格差をなくし、全ての子どもが活躍できるまち

少子高齢化により学校の児童生徒数も年次的に減少しており、少人数化に伴う学校の活力低下や学力の地域間格差が生まれることが危惧されています。

その中で、児童・生徒一人一台のパソコン整備に合わせて、国の支援を受け令和元年度に策定した「地域IoT実装計画」に基づき、国のEdTech事業を活用して公立小中学校にAIソフトや授業支援アプリを導入することで、一人ひとりの到達度に合った学びやグループでの「協働的な学び」を実施しています。

今後は、連携協定を締結している東京学芸大学や慶應義塾大学との連携を図りながら、ICTを積極的に活用し、児童生徒一人一人に適した学習支援を行うとともに、学校と家庭、地域がより連携・協働して子供の成長を支援する環境整備を目指します。また、教職員のICT活用指導能力の向上、情報教育の推進に取り組むことで教育の充実を目指します。

個別施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育に係るデジタル化の推進
個別施策における重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童生徒の情報活用能力の育成 ■ 東京学芸大学との連携によるSTEAM教育の実施 ■ 慶應義塾大学SFC研究所との連携による論理コミュニケーション授業の実施 ■ 島野浦をモデルとした新時代教育の実践 ■ 地元企業とコラボレーションした新しいプログラミング学習

基本施策（３） 産業のデジタル化

＜目標＞ デジタル化で地域産業が活性化していくまち

農林水産業や中小企業におけるICTの利活用及びICT人材の育成を支援することで、これまでの課題解決策を検討するとともに、民間におけるICTの利活用を促進し、業務・作業の効率化や省力化、少子高齢化等による労働力不足等の社会的問題の解消を図ります。

また、ICTの民間活用を促進することで、市内全体のICTの活用に係る意識を醸成するとともに、地域産業の活性化を目指します。

個別施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産業に係るデジタル化の推進
個別施策における重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農山漁村版ハローワーク事業の推進 ■ のべおか産品ECサイト「のべちよる」の活用 ■ スマート農業園芸ハウス実証事業に係る機械等の導入支援 ■ しきみを中心とした北川地域の活性化実証・研究事業に係るスマート技術等の導入支援 ■ 地元事業者のIT導入及びリモート対応支援 ■ ウィズコロナ事業改善支援

【プロジェクト3】 都市が輝く DX

基本施策（1） 経済基盤のデジタル化

《目標》 キャッシュレスで便利なまち

国は2025年までにキャッシュレス決済比率を40%まで引き上げることを目標とし、高いキャッシュレス決済比率の実現を目指しています。キャッシュレス化は、現金の持ち歩きが不要となることによる消費者の利便性向上、現金管理の手間の削減による店舗の業務効率化、インバウンド需要取込等、様々な効果が期待されています。本市においても、キャッシュレス化を促進することで、経済活動におけるデジタル化を図り、市中経済の活性化を目指します。

個別施策	■キャッシュレス化の推進
個別施策における重点施策	■のべおか COIN の利用促進

基本施策（2） デジタル基盤整備の推進

《目標》 人と人がつながるまち

本市が地域のデジタル化を図り、都市力を高めていくためには、市民が暮らしの中で豊かさや利便性を実感することができ、事業者等による経済活動の促進にも重要な情報インフラの整備を促進していく必要があります。このため、ケーブルテレビ網の光化や公衆無線LANの整備を図るとともに、事業者等との連携によるローカル5Gの活用についても進めていきます。

また、延岡駅西口街区において整備が進められている再開発ビルにおいては、2階フロアを本市のDXの拠点として位置づけ、「コワーキングスペース」やそこに隣接した「IT企業誘致床」を設置するとともに、ケビンを活用したワーケーション拠点の整備などと併せて、本市への企業誘致を促進しながら、ICT関連企業やスーパーシティ・スマートシティ関連のビジネスや研究開発の場としての機能の集積を図ります。

個別施策	■情報通信基盤の整備・活用	■IT関連企業誘致環境の整備・拡充
個別施策における重点施策	■ケーブルテレビ網の光化 ■公衆無線LANの整備拡大 ■ワーケーション拠点の整備 ■コワーキングスペースの整備及び（仮称）延岡経済リネージュ機構による地域経済の活性化 ■IT人材の確保・育成	■ローカル5Gの活用 ■IT関連企業の誘致

第4章 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

インターネットや情報通信機器等の普及が進む一方で、これらを不正に利用しデータの窃取や改ざんを行うといったサーバー攻撃が頻繁に発生しており、住民や企業の情報を取り扱う地方自治体にとって、情報セキュリティ対策や個人情報の適正な取扱いの確保は重要な課題となっています。

本市では、以下の3つのセキュリティ対策を実施し、情報セキュリティの維持・向上に努めています。

<物理的セキュリティ対策>

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等から保護するために物理的な対策として、宮崎県における情報セキュリティクラウドへの参加や庁内ネットワークのインターネットからの分離、二要素認証の導入をしています。

<人的セキュリティ対策>

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、全ての職員等及び外部委託事業者の情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発が講じられるように必要な対策として、毎年全職員を対象とした情報セキュリティ研修や地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供するeラーニング等を活用し、庁内のセキュリティ意識の向上、セキュリティリスクの軽減を図っています。

<技術及び運用におけるセキュリティ対策>

情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術面の対策を講じるとともに、システム開発等の外部委託、ネットワークの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等の運用面の対策を講じています。

本計画の推進にあたっては、延岡市情報セキュリティポリシー管理体制の下、引き続き情報セキュリティ対策を確保し、「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）及び「延岡市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用を行うほか、「個人情報保護に関する法律」及び「延岡市個人情報保護条例」に基づき適正に個人情報を取り扱うことで、データの活用に係る市民の不安の払拭に努めます。

【延岡市情報セキュリティポリシー管理体制】

組織体制	役職者
最高情報セキュリティ責任者（CISO）	担当副市長
統括情報セキュリティ責任者	企画部長
部局情報セキュリティ責任者	各部局長
統括情報セキュリティ管理者	情報政策課長
情報セキュリティ管理者	各課・室長
情報セキュリティ担当者	各システム担当者
延岡市情報セキュリティ委員会	担当副市長及び部・局長

【資料】

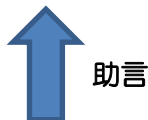
1. 計画の策定体制について

本計画の策定にあたっては、「延岡市情報政策推進計画策定ワーキンググループ」及び「延岡市情報政策推進計画策定内部検討部会」を庁内に組織し、施策の検討を行いました。

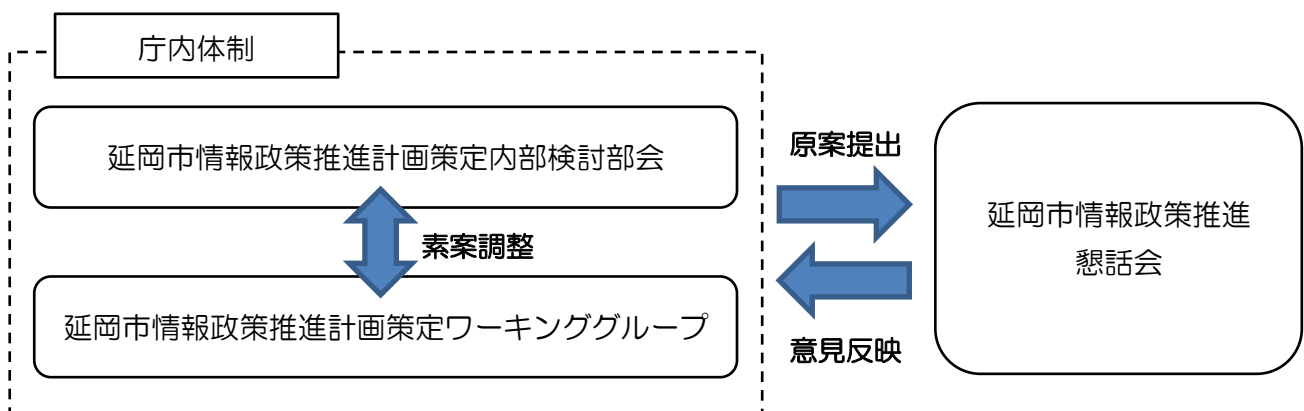
また、市民や関係団体、学術機関等との協力・連携を深め、情報化施策に取り組んでいくため、市民、関係団体の代表や学識経験者を委員とした「延岡市情報政策推進懇話会」を組織し、令和2年10月に1回、令和3年10月に2回の合計3回にわたって懇話会の会議を開催し、多くの貴重なご提言をいただき、本計画に反映させています。

<構成>

庁内体制	委員
延岡市情報政策推進計画策定内部検討部会	担当副市長 企画部長 関係部局長の推薦する課室長
延岡市情報政策推進計画策定ワーキンググループ	関係部局長の推薦する係長級の職員



外部アドバイザー
一般社団法人九州テレコム振興センター（連携協定） 延岡市DX推進アドバイザー



2. 延岡市情報政策推進懇話会規則

(設置)

第1条 本市の情報政策の指針となる延岡市情報政策推進計画（以下「計画」という。）の策定、変更及び推進に関して広く意見を反映させるため、延岡市情報政策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 情報政策に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 情報政策に関し、重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) その他計画に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 商工観光に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉に関して識見を有する者
- (3) 地域医療に関して識見を有する者
- (4) 農林水産に関して識見を有する者
- (5) 教育に関して識見を有する者
- (6) 情報通信技術に関する学術的識見を有する者
- (7) 関係行政機関に所属する者
- (8) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企画部情報政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月30日から施行する。



【延岡市がDXにより目指すべき姿】

延岡市情報政策推進計画

令和3年12月策定

発行 延岡市

編集 延岡市企画部情報政策課

〒882-8686

宮崎県延岡市東本小路2番地1

TEL 0982-22-7004

FAX 0982-34-6553

Mail jouho-k@city.nobeoka.miyazaki.jp